

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

東京都江戸川区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年8月9日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法(昭和25年法律第226号)に定められた地方税の賦課、徴収業務
	<p>江戸川区における地方税に関する賦課、徴収等の事務は、以下の「特別区民税、都民税賦課関連業務」、「軽自動車税賦課関連業務」、「収納関連業務」、「滞納整理関連及び電話催告業務」に分かれ事務を行っている。</p> <p>1. 特別区民税、都民税賦課関連業務(※「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>(1)特別区民税、都民税賦課業務 地方税法に基づき、その年の1月1日に江戸川区に居住している方に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別区民税・都民税申告書等(以下「住民税申告書等」という。)の課税資料に基づき、住民税額を計算し、賦課決定する。</p> <p>○課税資料の入手 確定申告書: 税務署に確定申告された確定申告書を国税連携システムによりデータで入手する。 給与支払報告書: 給与支払者(企業)から江戸川区へ提出され紙により入手する。又はeLTAXシステムにより電子申告された場合は、審査システムからデータで入手する。 公的年金支払報告書: 年金保険者からeLTAXシステムにより電子的送付された場合は、審査システムによりデータで入手する。または、紙で江戸川区へ提出されることにより入手する。 住民税申告書等: 住民から申告があり紙により入手する。</p> <p>○申告情報の入力 入手した課税資料を基に収入、所得情報、控除情報等を税務システムに登録をする。 ・1~3月の当初申告時期 課税資料をパンチ委託事業者に委託し、データ化を行う。 データ化したファイルを税務システムに一括登録を実施する。(一括処理) ・当初申告時期以外 課税資料を基に職員により税務システムに登録する。(1件処理)</p> <p>○課税資料の名寄せ 課税資料に記載された個人番号を基に、住民基本台帳と照合、または住基ネットに照会し本人特定を実施、複数資料の名寄せを行う。</p> <p>○課税資料の回送及び調査、他機関への提供 課税資料に記載された住所が江戸川区以外であった場合、地方税法第298条に基づく調査並びに住基ネットにより基本4情報入手し調査する。調査の結果、生活の本拠が江戸川区外であった場合、課税資料を他区市町村へ回送する。生活の本拠が江戸川区内であった場合、地方税法第294条第3項の規定により住民登録自治体へ通知する。また、江戸川区外に住所を有する被扶養者等についても、住基ネットから調査をし、情報提供ネットワークシステムにより他自治体に所得情報等照会を行う。他機関から所得情報の照会依頼がある場合、情報提供ネットワークシステムにより他機関へ提供を行う。※下記『※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務』を参照</p> <p>○税額の通知 課税資料及び各調査により賦課決定された税額等を通知用データファイルに出力し、封入封緘事業者に通知の印刷等を委託し、納税義務者へ通知する。</p> <p>(2)特別徴収に係る業務 退職、転勤等の理由により、特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合、個人番号等を記載した給与所得者異動届出書を受付け、徴収方法の変更等を行い、賦課情報等の更新を行う。</p> <p>(3)減免に関する業務 生活保護受給や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を納税義務者へ通知する。</p> <p>2. 軽自動車税賦課関連業務(※「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>(1)軽自動車税賦課業務 地方税法に基づき、軽自動車等に対し、4月1日現在の所有者に車種等により賦課決定する。</p> <p>○登録、名義変更 ・江戸川ナンバーの場合 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。</p>

- ・足立ナンバーの場合  
住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け、税務システムに入力する。

#### ○廃車

- ・江戸川ナンバーの場合  
住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、廃車申告受付書を交付する。
- ・足立ナンバーの場合  
住民等から全国軽自動車協会連合会を通じて軽自動車税申告書(報告書)、又は転出車両情報リストの提出を受け、税務システムに入力する。

#### ○ナンバープレート付替

- ・江戸川区ナンバー→江戸川区ナンバー  
軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。
- ・江戸川区ナンバー→他自治体ナンバー  
他自治体で手続き後、江戸川区に課税物件異動通知書が送付されるので、廃車の入力をする。なお、他自治体に転出後、ナンバー変更がない対象者には、ナンバープレート付替え勧奨のお知らせを送信し、手続きを促す。
- ・他自治体ナンバー→江戸川ナンバー  
住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。他自治体には課税物件異動通知を送付する。

#### ○軽自動車税の賦課決定

上記手続きにより把握した4月1日現在の所有者に賦課決定する。

#### ○納税義務者への通知

賦課決定した税額データを封入封緘業者へ提供し、そこから納税義務者に送付する。郵戻された納税通知書は以下のア、イのいずれかの方法で住所を調査し、税務システムのデータを更新後、再度封入封緘業者から納税通知書を再送付する。

- ア…郵戻された納税通知書をパンチ事業者へ提供し、作成したパンチデータを税務システムに取り込む。その後、納税義務者の本籍地市町村へ住所調査票を郵送し調査する。
- イ…郵戻された納税通知書の納税義務者の住所を住基ネットにより調査する。

#### ○減免、免除

軽自動車税減免(課税免除)申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免(課税免除)可否決定通知書を送付する。

※カッコ内は免除の場合。

※申請の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により受理する場合を含む。

※申請に関する通知の送付については、郵送のほかマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合を含む。

※下記『※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務』を参照

#### ○各種お知らせに関する業務

- ・税務システムにより長期滞納者情報を抽出し、該当者にお知らせを送付する。その後の反応によっては廃車又は税止めの入力をする。
- ・税務システムにより死亡者相続人を抽出し、該当者に廃車案内を送付する。その後の反応によっては名義変更又は廃車の入力をする。

### 3. 収納関連業務(※「(別添1)事務の内容」を参照)

#### (1)特別区民税、都民税収納管理に関する業務

地方税法に基づき賦課された特別区民税、都民税、軽自動車税の収納情報を管理する。

#### ○賦課情報の入手

特別区民税、都民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから入手する。

#### ○収納(納付(納入)済通知書)情報の入手

指定金融機関より、住民等が納付、納入した情報を入手する。入手した収納情報をパンチ委託事業者へ提供し、データ化を行う。データ化したファイルを税務システムに一括登録する。

(2)過誤納金に関する業務

過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ委託事業者に提供し、データ化を行う。データ化したファイルを税務システムに一括登録を実施する(一括処理)。

随時に対応すべき場合は、職員が還付金請求書の情報を税務システムに登録する。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された口座(以下「公金受取口座」という)での還付金受け取りの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を取得し、税務システムに登録する。(一件処理)。

(3)督促に関する業務

地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、督促状の印刷及び封入封緘等を行い、住民等に督促状を送付する。

(4)名寄せに関する業務

住基情報から取得した個人情報に基づき、複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。

4. 滞納整理関連及び電話催告業務(※「(別添1)事務の内容」を参照)

(1)特別区民税・都民税滞納整理に関する業務

地方税法、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、特別区民税、都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。

○収納管理情報の入手

特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を税務システムから入手する。

○催告書の送付

滞納者の未納税額等の情報を催告書用データファイルに出力し、封入封緘委託事業者に提供し、催告書の印刷及び封入封緘等を行い、滞納者に催告書を送付する。

○納税交渉

滞納者との納税交渉により、納付意志があるにもかかわらず完納に至らない場合、分割納付、徴収猶予を行う。分割納付、徴収猶予情報の登録は税務システムで行い、管理する。

○各種調査

地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志の無い滞納者について、官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。調査の結果、入手した情報は、税務システムに登録し管理する。

○滞納処分

地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムに登録し管理する。

・差押、参加差押、交付要求

地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押・参加差押・交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の情報は税務システムに登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。

・公売、配当、充当

地方税法、国税徴収法に基づき、納付意志がない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の情報は税務システムに登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。

・執行停止

地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。

・不納欠損

地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。

(2)電話催告業務

税務システムから入手した各種情報を基に、電話催告業務を委託した事業者が電話催告用のシステムを使って電話による催告を行う。

(3)名寄せに関する業務

住基情報から取得した個人情報を基に、複数の宛名番号を保持する滞納者の滞納情報の名寄せを行う。

※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務

○情報照会

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバーに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。

実施事務:「特別区民税、都民税賦課関連業務」、「軽自動車税賦課関連業務」

	<p>○情報提供        他機関からの情報照会に対応するために、地方税に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。        実施事務:「特別区民税、都民税賦課関連業務」</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;        1) 1,000人未満        2) 1,000人以上1万人未満        3) 1万人以上10万人未満        4) 10万人以上30万人未満        5) 30万人以上</p>

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>地方税法に基づく特別区民税、都民税及び軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムで下記機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税賦課機能: 当初賦課の課税準備処理から当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行。</li> <li>・軽自動車税賦課機能: 車両の登録、納税義務者に対する賦課、登録情報の管理、各種証明書の発行。</li> <li>・収納機能: 上記で賦課した税額に基づく地方税の収納管理、納付書の発行、証明書発行、還付・充当。</li> <li>・滞納管理機能: 上記で、納期限までに収納されなかった地方税に対する催告、督促、差押の管理、延滞金等を含めた税額計算。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 電話催告システム、国民健康保険システム )</p>

### システム2～5

#### システム2

①システムの名称	電話催告システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話催告機能: 滞納管理事務の中で、電話での催告記録の管理</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

#### システム3

①システムの名称	統合DB
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住記情報の連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住記システムにおいて登録された異動情報を各業務システムに提供する。</li> </ul> </li> <li>2. 各種資格情報の連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生保システムから連携された生保情報を税務システムに提供する。</li> <li>・税務システムにおいて登録された情報を各業務システムに提供する。</li> </ul> </li> <li>3. 特定個人情報の登録 <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムから連携された各種特定個人情報を、中間サーバーに登録する。</li> </ul> </li> <li>4. 情報照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会をおこない、中間サーバーから提供された特定個人情報を税務システムへ提供する。また、住民より公金受取口座での還付金受け取りの意思表示がある場合は、職員が情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を照会・取得し、税務システムに登録する。</li> </ul> </li> <li>5. 統合宛名情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 福祉システム、保育システム等 )</p>

#### システム4

①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月に運用を開始した。</p> <p>地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、各地方公共団体の審査システムで受領する。各地方公共団体では、審査サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。</p> <p>審査システムの主な機能は下記のとおりである。</p> <p>1. 審査業務機能</p> <p>(1)税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能</p> <p>(2)受信結果照会機能 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う機能</p> <p>(3)申告書審査・照会機能 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う機能</p> <p>(4)申告データ印刷機能 申告データ等を印刷する機能</p> <p>(5)利用者通知機能 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う機能</p> <p>(6)利用届出審査機能 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う機能</p> <p>(7)申請、届出データ審査、照会機能 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う機能</p> <p>(8)共通納税機能 納付情報データの受信及び連携用の情報ファイルの作成、確認等を行う機能</p> <p>2. 運用管理機能</p> <p>(1)税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能</p> <p>(2)受付システムからの受信機能 利用届出データ、申告データ等の受信を行う機能</p> <p>(3)ファイル入出力機能 基幹システム連携用の各種ファイルの出力及びXML等データのチェック、作成、送信を行う機能</p> <p>(4)税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う機能</p> <p>(5)団体回付データ受信、送信機能 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う機能</p> <p>(6)税務システムから審査システム(eLTAX)への連携機能 特別徴収税額通知データ等、特定個人情報ファイル(本人確認用)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX)。税務システムとは電子媒体を介して連携しているため接続していない。 )</p>





システム9	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	<p>軽自動車検査情報市区町村提供システムは、軽自動車税のグリーン化特例に対応するために必要な初度検査年月、燃費性能、燃料の種類等の軽自動車検査情報を市区町村が入手するためのシステムである。</p> <p>地方公共団体情報システム機構(JLIS)は、軽自動車検査情報を全国軽自動車協会連合会から取得後、軽自動車税の重課及び軽課の判定情報を付加し、市区町村に提供を行う。市区町村は総合行政ネットワークシステム(LGWAN)に接続した端末からJLISのポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして軽自動車検査情報を取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( LGWAN )
システム10	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</li> <li>・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 申請管理システム )
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.申請者特定機能 住基システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を行う。</li> <li>2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。</li> <li>3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能 )
システム12	
①システムの名称	



### 3. 特定個人情報ファイル名

1. 住民税賦課情報ファイル
2. 軽自動車税賦課情報ファイル
3. 収納管理情報ファイル
4. 滞納整理情報ファイル
5. 電話催告情報ファイル

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>江戸川区では、以下の5ファイルを下記に記載のとおり目的遂行のため取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 住民税賦課情報ファイル 住民税額の賦課決定及び減免に当たって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握する。</li><li>2. 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の決定、減免、免除に当たって、課税対象者の登録情報を正確に把握する。</li><li>3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収、還付および滞納処分に当たって、各個人の収納状況および公金受取口座の登録情報を正確に把握しておく必要がある。</li><li>4. 滞納整理情報ファイル 滞納処分に当たって、各個人の滞納状況および各種調査結果等の情報を正確に把握しておく必要がある。</li><li>5. 電話催告情報ファイル 納付案内に当たって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要がある。</li></ol>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・正確な所得把握が可能となり、税負担の公平化が図られる。</li><li>・正確な所得把握により、真に手を差し伸べるべき区民の明確化が図られる。</li></ul>

### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項及び別表の24の項</li><li>・番号法第9条第2項</li><li>・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項</li><li>・地方税法等</li></ul>
--------	---

**6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※**

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項  (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項

**7. 評価実施機関における担当部署**

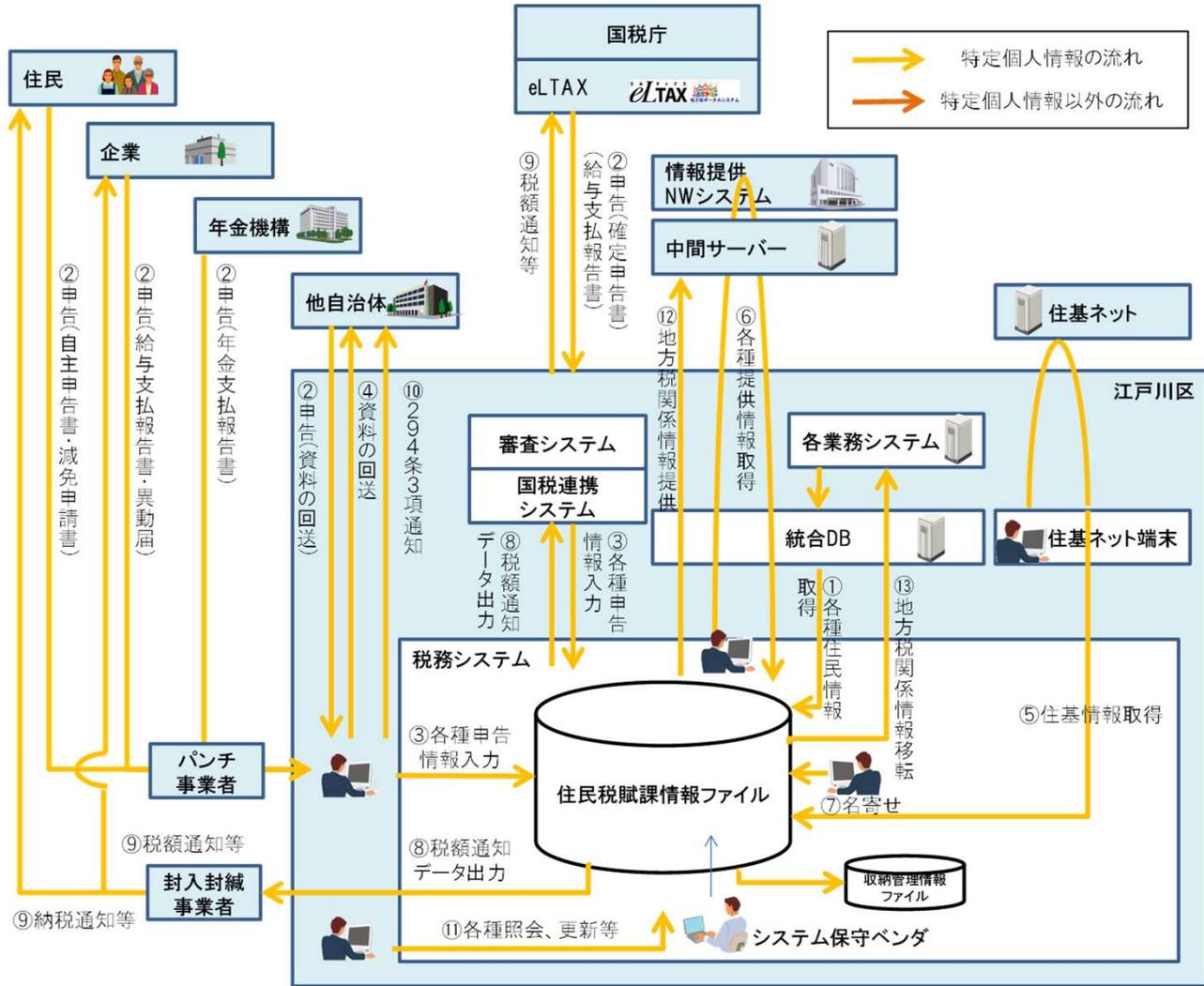
①部署	総務部課税課、総務部納税課
②所属長の役職名	課税課長、納税課長

**8. 他の評価実施機関**

なし
----

(別添1) 事務の内容

1. 特別区民税、都民税賦課関連業務

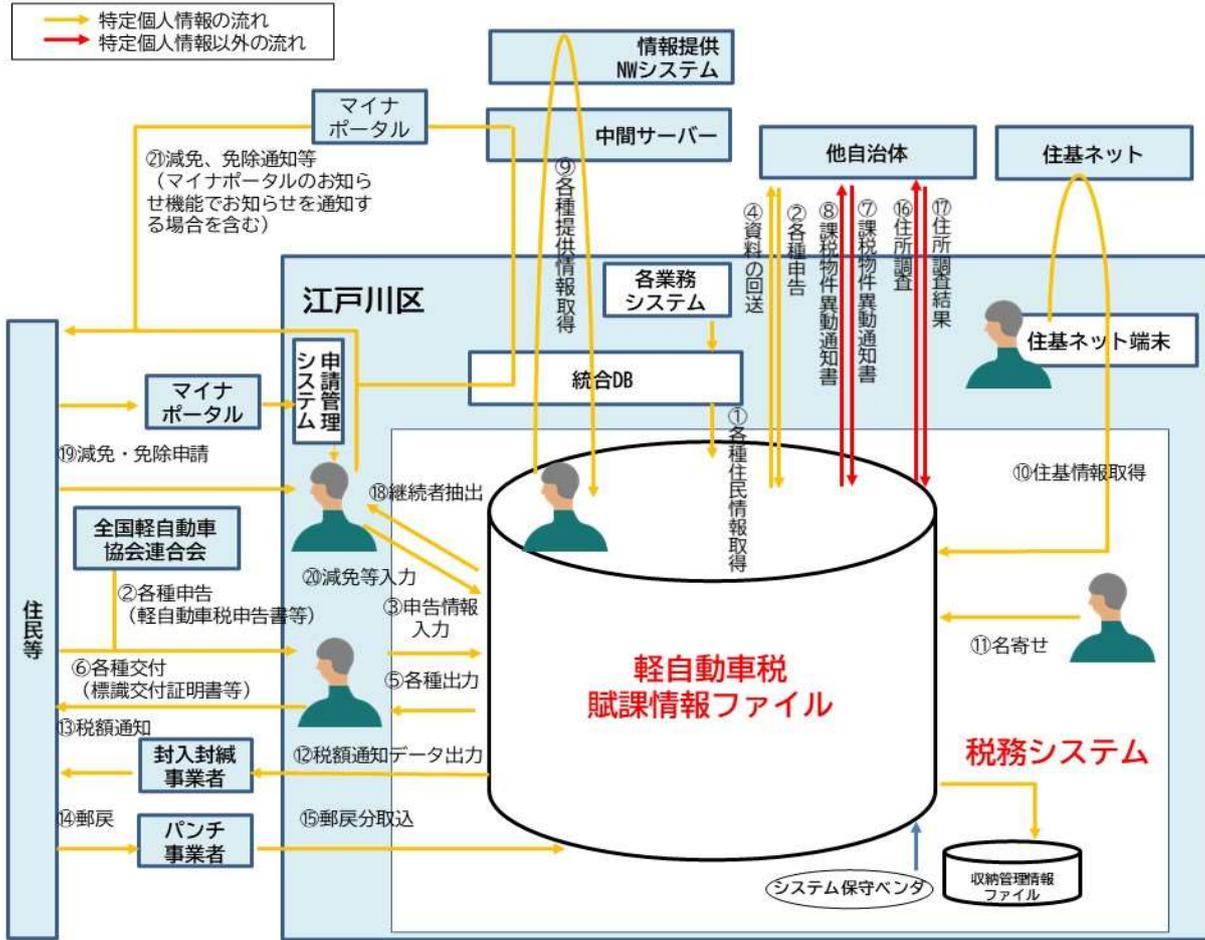


(備考)

- ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。
- ②住民、企業、日本年金機構、他自治体、eLTAXにより、各種申告書情報等を取得する。
- ③取得した各種申告書情報をパンチ事業者、又は職員により税務システムへ登録する。
- ④江戸川区の課税対象者でない場合には、別の自治体に資料を回送する。
- ⑤住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- ⑥住民税賦課に当たって必要な情報を、中間サーバーを介して情報照会を行う。
- ⑦②～⑥で入手した情報を、4情報、個人番号で名寄せし住民税賦課額を決定する。
- ⑧課税額確定後、税額通知データを出力する。
- ⑨出力した税額通知データを封入封緘事業者へ提供し住民等へ税額通知等を行う。  
また、審査システムにより申告書情報を取得した場合には、審査システム経由で通知する。
- ⑩地方税法第294条3項に従い住所地へ通知を行う。
- ⑪課税情報の照会、更新を行う。
- ⑫地方税関係情報(団体内統合宛番号含む)、情報提供等の記録等を統合DB経由で中間サーバーへ登録する。
- ⑬地方税関係情報を統合DB経由で各業務システムへ移転する。

(別添1) 事務の内容

2. 軽自動車税賦課関連業務



(備考)

1. 住民情報の連携

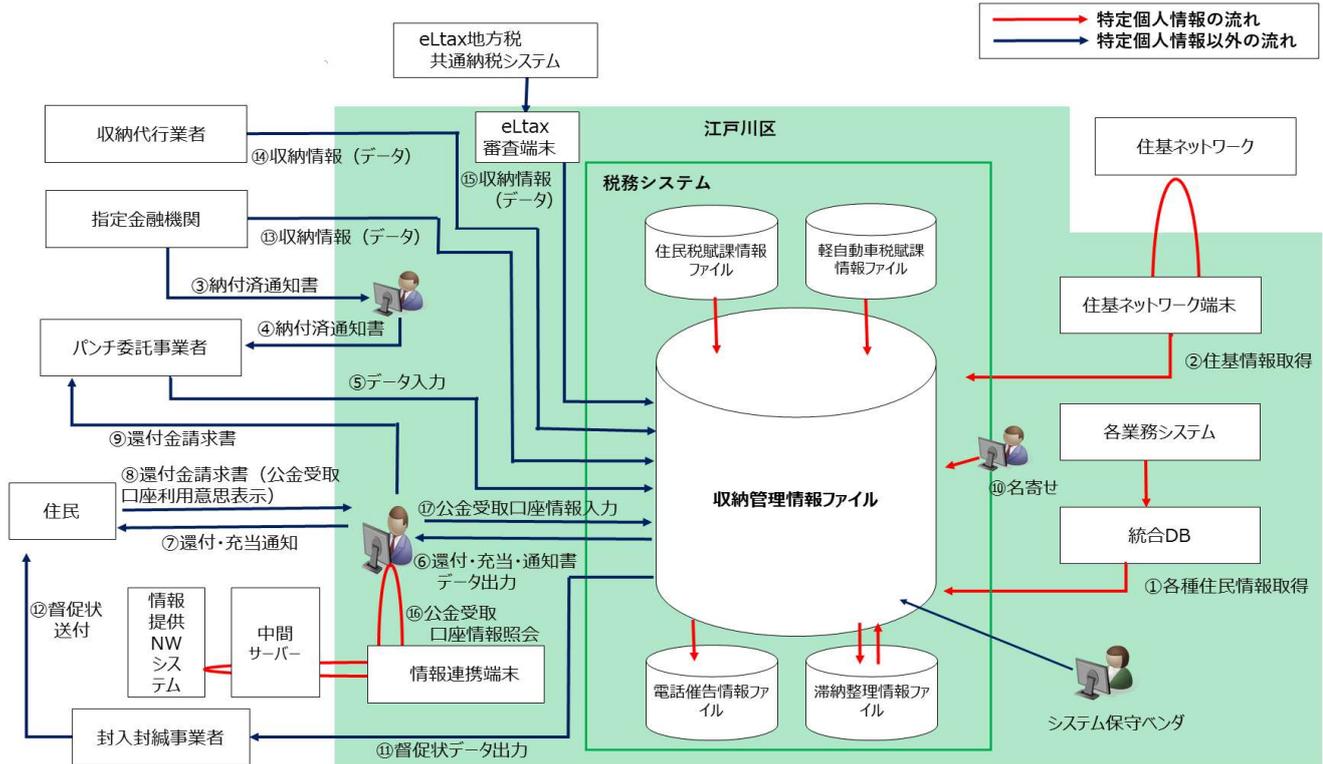
- ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。
- 2. 登録、廃車、名義変更、ナンバープレート付替
- ②住民、全国軽自動車協会連合会、他自治体等から各種申告書等を取得する。
- ③各種申告書等の情報を税務システムへ登録する。
- ④江戸川区の課税対象者でない場合には、別の自治体に資料を回送する。
- ⑤各種証明書等を出力する。
- ⑥出力した各種証明書等を住民等に交付する。  
※他自治体ナンバー→江戸川ナンバーへの付替の場合
- ⑦課税物件異動通知書を他自治体に送付する。  
※江戸川ナンバー→他自治体ナンバーへの付替の場合
- ⑧他自治体から課税物件異動通知書を受付、廃車入力する。
- 3. 賦課決定
- ⑨軽自動車税賦課に当たって必要な情報を中間サーバーを介して情報照会を行う。
- ⑩住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- ⑪4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。
- ⑫税務システムで決定した税額通知データを封入封緘事業者へ提供する。
- ⑬封入封緘事業者より納税通知書を住民等に送付する。
- ⑭郵便された納税通知書をパンチ事業者へ提供する。
- ⑮パンチ事業者は税務システムへ郵便分のデータを登録する。
- ⑯本籍地市区町村へ住所調査票を郵送する。又は⑩住基ネットより調査を行う。
- ⑰本籍地市区町村から住所調査回答を受け取り、税務システムを更新する。

4. 減免・免除

- ⑱税務システムより継続者情報を抽出する。
- ⑲住民等から減免・免除申請書を受け付ける。(電子申請含む)
- ⑳税務システムに入力する。
- ㉑住民等に減免、免除決定通知を送付する。(関連する通知をマイナポータルのお知らせ機能でお知らせを通知する場合を含む。)

(別添1) 事務の内容

3. 収納関連業務

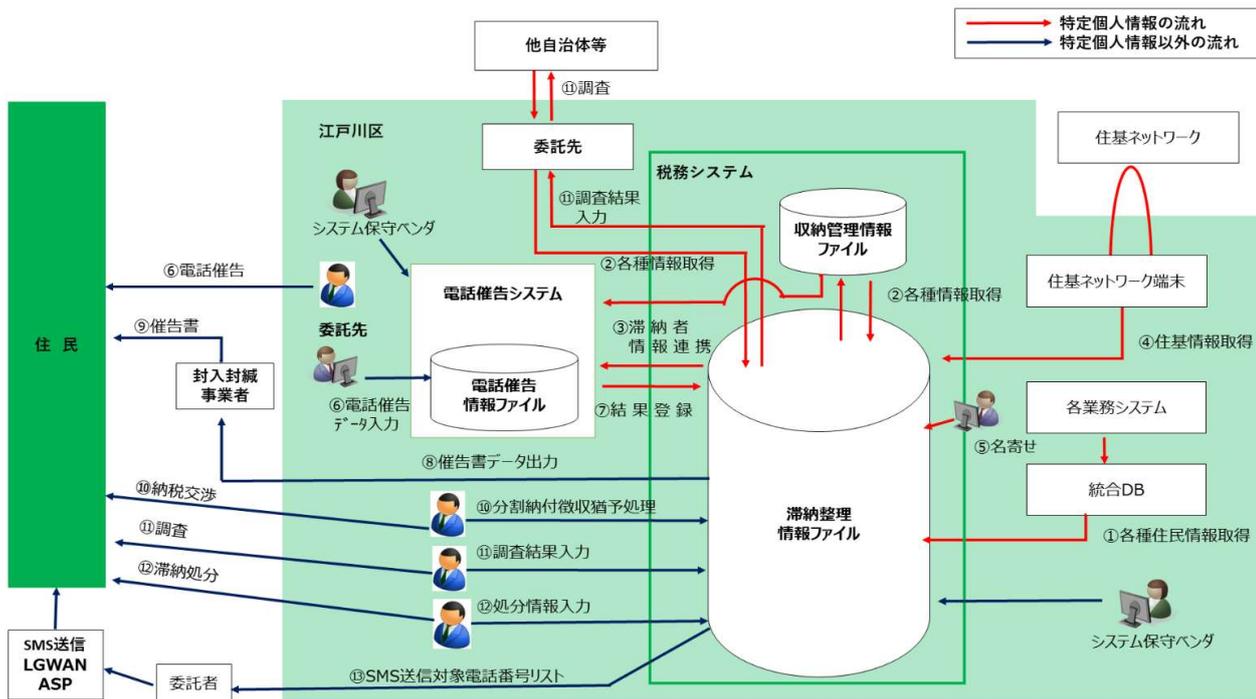


(備考)

- ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。
- ②住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- ③指定金融機関からの納付済通知書情報を取得する。
- ④取得した情報をデータパンチ事業者に提供する。
- ⑤税務システムに登録する。
- ⑥過納がある場合には、還付・充当に係る通知書を出力する。
- ⑦通知書を住民に送付する。
- ⑧住民から還付金請求書を取得する。
- ⑨請求書をデータパンチ事業者に提供する。
- ⑩税務システムに登録する。
- ⑪4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。
- ⑫督促状のデータを出力し、封入封緘事業者へ提供する。
- ⑬封入封緘事業者は、督促状を作成し、住民に送付する。
- ⑭指定金融機関からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。
- ⑮収納代行業者からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。
- ⑯地方税共通納税システムよりの収納データをLGWAN経由で取得する。
- ⑰情報提供ネットワークシステムを介して、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
- ⑱公金受取口座情報を入力する。

(別添1) 事務の内容

4.滞納整理関連及び電話催告業務



(備考)

- ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。
- ②各種住民情報・収納情報を収納管理情報ファイルから取得する。
- ③税務システムから電話催告システムへ滞納者情報を連携する。
- ④住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- ⑤4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。
- ⑥滞納者に対し、電話催告事業者が電話催告を行い、結果を電話催告システムに入力する。
- ⑦電話催告システムから税務システムへ電話催告結果を登録する。
- ⑧税務システムより催告書データを出し、封入封緘事業者に提供する。
- ⑨封入封緘事業者は、催告書を作成し、住民に送付する。
- ⑩納税交渉を行い、納付意思がある場合には、分割納付徴収猶予処理を行う。
- ⑪納付意思がない場合には、住民や他自治体等に財産調査を行う。(調査書の発送及び結果入力等の一部を事業者委託)
- ⑫調査の結果に応じて滞納処分を行う。
  - ・(財産がある場合)差押・参加差押・交付要求処理を行い、結果に基づき、処分通知を行う。
  - ・(納付意思がない場合)公売を行い、公売結果に基づき、配当・充当を行う。
  - ・(調査の結果財産がない場合)執行停止処理を行う。
- ⑬滞納整理情報ファイルから抽出した滞納者電話番号リストを、納付案内事務の受託者がLGWAN-ASP SMS送信システムに入力し、滞納者にSMS通知を送る。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有</li> <li>・医療保険関係情報、介護保険関係情報、雇用保険関係情報:保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有</li> <li>・障害者関係情報:障害者関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有</li> <li>・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有</li> <li>・年金給付関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有</li> <li>・内部機関情報:住民税賦課情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	江戸川区 総務部 課税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 区民課、各事務所、生活援護第一・二・三課等 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 情報提供ネットワークシステムを利用する機関、国税庁(税務署)、日本年金機構(公的年金等支払者) )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報提供ネットワークを利用する機関、他自治体 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( 給与支払者 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 地方公共団体情報システム機構、給与支払者、公的年金等支払者 )</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルシステム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、LG ) WAN、インターネット回線、専用回線</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>○定期的に入手する事務(毎年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間内に一定間隔時間毎にシステム連携</li> <li>・当初賦課対応時の住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書情報の取得に関する事務 1月～3月にかけて複数回</li> <li>・当初賦課対応時の医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月～5月にかけて複数回</li> </ul> <p>○個別に対応する事務(都度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税額更正に関する申告及び届出時に各種申告書情報の取得に関する事務 申告及び届出時、被扶養者等の調査を行う都度</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。その提出時期については、地方税法等に規定されているところによる。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。</li> </ul> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。その提出時期については、地方税法等に規定されているところによる。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。</li> </ul> <p>【国税庁からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。法定調書情報は、2月及び5月に受領する。</li> </ul> <p>【他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。</li> <li>・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。</li> <li>・寄付金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。</li> </ul>

④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種申告書の提出については、各対象者の所得を把握している主体が住民、企業、日本年金機構であることから、これらの機関から申告を受けている。また、江戸川区の課税対象者の申告書を他自治体が入手した場合、当該自治体からの回送により、申告書を入手している。</li> <li>各対象者が国税連携システム、審査システムに申告書データを送付している場合には、当該システムから取得している。</li> <li>各対象者の障害者関係情報、生活保護関係情報を他機関が把握している場合には、非課税者の把握、控除額を正確に把握するため、情報提供ネットワークシステムから取得する。</li> <li>正確に税額を算出するために、他自治体等からの扶養状況等の調査依頼を受けた際に、調査対象者の情報を入手している。</li> <li>住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。</li> </ul>								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。</li> <li>住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。</li> </ul>								
⑥使用目的 ※	各種申告書の受付、本人確認、正確な住民税額の決定								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	課税課、納税課、区民課庶務係、各事務所庶務係							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	I 各種申告書等の受付に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の国税関係情報、年金給付関係情報、医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。</li> <li>住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。</li> <li>障害者関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。</li> </ul>							
	II 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。</li> <li>決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。</li> </ul>							
	III 給与所得者の異動に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。</li> </ul>							
	IV 証明書発行、更正に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。</li> <li>更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。</li> </ul>							
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)住民票関係情報と国税関係情報、年金給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記I】</li> <li>(2)住民票関係情報と国税関係情報、年金給付関係情報、医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記I】</li> <li>(3)本人から申告された扶養控除情報等と他市区町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する。【上記I、II】</li> <li>(4)住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記II】</li> <li>(5)納税者の確認、特定等を行う為、住民票関係情報との突合をする。【上記III、IV】</li> </ul>								
情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</li> <li>1人あたりの住民税負担額、1世帯あたりの住民税負担額</li> <li>課税所得額毎の納税義務者数、総所得額、</li> <li>区内給与所得者(特別徴収)の勤務地別事業所数及び納税者数</li> </ul>								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民の住民税額を賦課決定する。								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								



委託事項2～5	
委託事項2	税務システム運用保守業務
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務システムの運用、保守業務</li> <li>法制度改正に伴う税務システムの改修作業</li> </ul>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性 税務システムの運用・保守・改修等の際に、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( データセンタ内のサーバー室にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作 )
⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名	株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 <ul style="list-style-type: none"> <li>再委託の必要性</li> <li>再委託先の選定基準</li> <li>再委託先の委託管理方法</li> <li>再委託先の名称、代表者及び所在地</li> <li>再委託する業務の内容</li> <li>再委託する業務に含まれる情報の種類</li> <li>再委託先のセキュリティ管理体制等</li> </ul>
	⑨再委託事項 委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項3</b>		住民税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入緘業務
①委託内容		各種帳票作成、封入封緘、発送業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者の一部(納税通知書及び税額決定通知書の通知対象者)
	その妥当性	作成する住民税の税額通知書等は、帳票枚数や発送先が多数である為、庁内だけで対応することは難しく、専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		共同印刷株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項4</b>		中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る業務
①委託内容		中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 統合DB )
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]         <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

<b>委託事項5</b>		地方税ポータルシステムASPサービス提供業務
①委託内容		国税連携システム・審査システム(eLTAX)をASPサービスとして利用するための全ての業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	ASPというサービス提供形態の特性上、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWAN )
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の必要性</li> <li>・再委託先の選定基準</li> <li>・再委託先の委託管理方法</li> <li>・再委託先の名称、代表者及び所在地</li> <li>・再委託する業務の内容</li> <li>・再委託する業務に含まれる情報の種類</li> <li>・再委託先のセキュリティ管理体制等</li> </ul>
	⑨再委託事項	委託内容の一部とし、協議により定める。

委託事項6～10			
委託事項6	税務システム入力及び税照会業務		
①委託内容	税務システム入力及び税照会に対する回答業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]         <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者の一部(江戸川区に住民税に係る申告書等を提出した対象者)	
	その妥当性	公正公平な賦課事務の遂行と業務のより一層の効率化を図るために、税照会回答事務等の定型業務を専門業者へ委託する必要があるため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 課税課設置の税務システム端末でのみ使用可とする )		
⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。		
⑥委託先名	キャリアリンク株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 61 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 27 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項
②提供先における用途	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した個人住民税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先3</b>	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
②提供先における用途	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>提供先13</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先14</b>	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先15</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先17</b>	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先18</b>	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先20</b>	都道府県教育委員会、市町村教育委員会又は江戸川区教育委員会
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項
②提供先における用途	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内連携システム(統合DB) )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先1</b>	障害者福祉課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
②移転先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	障害者福祉課、保健予防課
①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先3</b>	健康サービス課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携・参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)
<b>移転先4</b>	健康サービス課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先5</b>	生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課
①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、規則第3条 別表第二の16の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)、電子記録媒体での移転は年1回
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	福祉推進課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先7</b>	医療保険課、区民課、各事務所
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第1条の表の69の項 条例第4条第2項 別表第2の29の項、規則第3条 別表第二の29の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令又は規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 税務システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(オンライン照会)、バッチ処理のため年次及び月次で移転
<b>移転先8</b>	区民課、地域振興課、各事務所
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先9</b>	児童家庭課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
<b>移転先10</b>	介護保険課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)

移転先11～15	
移転先11	児童家庭課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
移転先12	健康サービス課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項
②移転先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先13</b>	児童家庭課、職員課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 参照システム、業務用ファイルサーバー )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)、業務用ファイルサーバー経由での移転は年1回(職員課)
<b>移転先14</b>	医療保険課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先15</b>	介護保険課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)
<b>移転先16～20</b>	
<b>移転先16</b>	保健予防課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項 条例第4条第2項 別表第2の32の項、規則第3条 別表第二の32の項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先17</b>	地域振興課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)
<b>移転先18</b>	障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第二の33の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

<b>移転先19</b>	子育て支援課、保育課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱(昭和54年4月1日適用)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
<b>移転先20</b>	保健予防課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)

## 6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。</li> <li>・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査サーバ・国税連携データ受信サーバは、地方税共同機構が認定した認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。</li> </ul>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 645 367 786"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="367 645 1420 786"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 786 367 855"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="367 786 1420 855"> <p>地方税法第17条の5に基づき、江戸川区としての保存年限を7年保管と定めているため。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>地方税法第17条の5に基づき、江戸川区としての保存年限を7年保管と定めているため。</p>
<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                      10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>地方税法第17条の5に基づき、江戸川区としての保存年限を7年保管と定めているため。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7年経過後のデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査サーバ・国税連携データ受信サーバ内の不必要なデータは、審査クライアント及び国税連携クライアントから操作手引書により本区の権限ある職員が定められた手順により消去する。</li> </ul>				
<p>7. 備考</p>					
<p>5. 「提供21」以降は「(別紙1)」に、「移転21」以降は(別紙2)に記載</p>					

(別紙1)	
<b>提供先21</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内連携システム(統合DB) )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先22</b>	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先23</b>	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
②提供先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先24</b>	厚生労働省





<b>提供先29</b>	地方公民共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先30</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項
②提供先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先31</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度



<b>提供先35</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先36</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先37</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項
②提供先における用途	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度





<b>提供先43</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項
②提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先44</b>	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先45</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項
②提供先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先46</b>	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先47</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「廃止法」という。)附則第十六条三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先48</b>	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先49</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先50</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度





<b>提供先56</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先57</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号但書又は同法第316条の規定によって、江戸川区が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号但書又は同法第316条の規定によって、江戸川区が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN、専用回線 )
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に随時。扶養是正情報等については年1回
<b>提供先58</b>	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	江戸川区で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び所得税の申告書等の情報、地方税法第294条第3項の規定に基づく住登外課税通知に係る情報、寄付金税額控除に係る申告特例通知に係る情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他の自治体に課税権がある者、区外在住の課税対象者及び申告特例を選択した寄付者等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	随時。寄付金税額控除に係る申告特例通知については1月

提供先59	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣(日本年金機構)</li> <li>厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団</li> <li>地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会</li> </ul>
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )</p>
⑦時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金特徴停止通知 年12回</li> <li>特別徴収税額通知 年1回(7月)</li> </ul>
提供先60	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: center;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: center;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: center;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: center;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN、インターネット回線 )</p>
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時



(別紙2)	
移転先21	障害者福祉課
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の11の項、規則第3条 別表第二の11の項 条例第4条第2項 別表第二の12の項、規則第3条 別表第二の12の項 条例第4条第2項 別表第二の13の項、規則第3条 別表第二の13の項
②移転先における用途	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年6月条例第68号)による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区心身障害者福祉手当条例(昭和48年10月条例第25号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区難病患者福祉手当条例(昭和49年6月条例第38号)による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 参照システム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)
移転先22	児童家庭課
①法令上の根拠	条例第4条第2項 別表第二の21の項、規則第3条 別表第二の21の項 条例第4条第2項 別表第二の24の項、規則第3条 別表第二の24の項
②移転先における用途	江戸川区児童育成手当条例(昭和46年10月条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例(平成元年12月条例第56号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③提供する情報」に係る者として規則で規定する者
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)



①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に関する主務省令第2条の表の160の項
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 2) 1万人以上10万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③移転する情報に係る者」として主務省令で定めるもの
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 電子メール</p> <p>[ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] その他 ( )</p> <p>[ ] 専用線</p> <p>[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] 紙</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
<b>移転先27</b>	課税課・納税課
①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に関する主務省令第2条の表の160の項
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 3) 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③移転する情報に係る者」として主務省令で定めるもの
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 電子メール</p> <p>[ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ] その他 ( )</p> <p>[ ] 専用線</p> <p>[ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] 紙</p>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	主たる定置場の所有者
その必要性	軽自動車税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有 また、課税対象者が国外へ転出してしまった場合、又は死亡してしまった場合、それぞれ当該課税対象者に代わって納税する納管人、承継人を把握する為に、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 内部機関情報(担当者名) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 対象者の賦課期日時点の居住地を把握するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 算出した軽自動車税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有</li> <li>・障害者福祉関係情報: 障害者関係情報に基づき、減免の算出を行うために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、減免の算出を行うために保有</li> <li>・内部機関情報: 軽自動車税賦課情報ファイルへの処理結果に応じて確認するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	江戸川区 総務部 課税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区民課、各事務所） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（情報提供ネットワークシステムを利用する機関） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（情報提供ネットワークシステムを利用する機関） <input type="checkbox"/> 民間事業者（全国軽自動車協会連合会、企業等） <input type="checkbox"/> その他（他自治体、地方公共団体情報システム機構）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム）								
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携。 ・軽自動車税申告書（報告書）情報の取得に関する事務 毎月2回 ・当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 12月～4月にかけて複数回、左記以外の月は申請時に随時入手  <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務 ・税額更正に関する申告時に各種申告書情報の取得に関する事務								
④入手に係る妥当性	・各種申告書の提出については、各対象者の軽自動車の所有者が住民等であることから、住民等から申告を受けている。また、江戸川区の課税対象者の申告書を他自治体が入手した場合、当該自治体からの回送により、申告書を入手している。 ・各対象者の障害者関係情報、生活保護関係情報を他機関が把握している場合には、減免者を正確に把握するため情報提供ネットワークシステムから取得している。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。								
⑤本人への明示	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 ・住民票関係情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条の規定に基づき、取得・利用している。								
⑥使用目的 ※	各種申告書の受付、軽自動車税額の算出  変更の妥当性 ー								
⑦使用の主体	使用部署 ※	課税課、区民課庶務係、各事務所庶務係							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>I 各種申告書等の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。</li> <li>・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。</li> <li>・減免申請書、障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。</li> </ul> <p>II 各種申告情報等から軽自動車税の賦課、通知に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。</li> <li>・決定した軽自動車税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。</li> </ul> <p>III 証明書発行、更正に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から課税証明書等を発行する。</li> <li>・更正の必要を生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。</li> </ul>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>(1)住民票関係情報と障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。【上記 I】</p> <p>(2)住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記 II】</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車種別毎の台数、調定税額</li> </ul>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有状況と障害関係情報、生活保護関係情報に基づき賦課決定する。</li> </ul>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input type="checkbox"/> 委託しない ( 3 ) 件
委託事項1	税務システム運用保守業務
①委託内容	・税務システムの運用、保守業務。 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
対象となる本人の範囲 ※	江戸川区で軽自動車税を課税されている対象者
その妥当性	システムの運用・保守、及び、法制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、税務システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( データセンター内のサーバー室にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作 )
⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
⑥委託先名	株式会社日立システムズ
⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <input type="checkbox"/> 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整

委託事項2～5		
委託事項2	軽自動車税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入緘業務	
①委託内容	各種帳票作成、封入封緘、発送業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	江戸川区で軽自動車税を課税されている対象者	
その妥当性	作成する軽自動車税の税額通知書等は、帳票枚数や発送先が多数である為、庁内だけで対応することは難しく、専門業者への委託が必要である。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙	
⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	
⑥委託先名	光ビジネスフォーム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項3</b>		中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る業務
①委託内容		中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	江戸川区で軽自動車税を課税されている対象者
	その妥当性	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 統合DB )
⑤委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
⑥委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行っていない	
提供先1		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

## 6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>		<p>＜江戸川区における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。</li> <li>・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。</li> <li>・各種申告書等の紙ファイルは、鍵付のキャビネットに保管。</li> <li>・減免・免除の電子申請データについてはPDFおよびCSV形式でダウンロードし、一定期間ファイルサーバ内に保管する。ファイルサーバ内に保管している電子申請データについては、責任者がパスワードをかけ、管理する。一定期間が経過した後は暗号化した外部記憶媒体に移動し、鍵のかかるキャビネットにて保管する。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータデータ上に保存される。</li> </ul>												
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>＜選択肢＞</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	<p>その妥当性</p>	<p>地方税法第17条の5に基づき、江戸川区としての保存年限を7年保管と定めているため。</p>												
<p>③消去方法</p>		<p>＜江戸川区における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づき、7年経過後の廃車データについては、期限を経過した時点で消去している。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> <li>・地方税法に基づいた保存年限である7年経過後の減免・免除電子申請データについては、期限を経過した時点で外部記憶媒体の物理的破壊により完全に消去する。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>												
<p>7. 備考</p> <p>—</p>														

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税承継人、納税管理人
その必要性	住民税、軽自動車税の適正な収納管理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 内部機関情報、口座登録・連携ファイル関連情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: ①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 算出された住民税額を把握するために保有</li> <li>・その他(内部機関情報): 収納管理情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有</li> <li>・その他(口座登録・連携ファイル関係情報): 公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	江戸川区総務部納税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区民課、各事務所） <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム）								
③入手の時期・頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携 <input checked="" type="checkbox"/> 個別的に対応する事務（都度） ・公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務（還付金発生の都度照会）								
④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・口座登録・連携ファイル関連情報については、還付請求書等により確認した本人意思に基づいて取得する。								
⑤本人への明示	・住民票関係情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条の規定に基づき、取得・利用している。 ・口座登録・連携ファイル関連情報については、還付金請求書等に同情報を還付金事務で使用することの意思確認欄を設ける。								
⑥使用目的 ※	住民税・軽自動車税の適性な収納管理および公金受取口座への還付事務								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	納税課、区民課庶務係、各事務所庶務係							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	I 収納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う								
	II 名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。								
	III 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。								
	情報の突合 ※	住基情報から取得した宛名情報と、当該システムにおける宛名情報の突合を行う。（上記II）							
情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								



**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税承継人、納税管理人
その必要性	住民税、軽自動車税の適正な滞納整理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 内部機関情報(担当者名) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: ①本人への連絡を行うために保有 ②催告書等の送付先を設定、確認するために保有</li> <li>・地方税関係情報: 算出された住民税額を把握するために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護を受給しているか把握するために保有</li> <li>・その他(内部機関情報): 滞納整理情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	江戸川区総務部納税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区民課、各事務所） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他自治体） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム）								
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務 <input checked="" type="checkbox"/> 現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携。 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務（都度） <input checked="" type="checkbox"/> 他自治体からの滞納状況等調査回答に係る事務 調査が必要となった都度								
④入手に係る妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 <input checked="" type="checkbox"/> 地方税法20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に当該調査に関し参考となる資料を取得している。								
⑤本人への明示	<input checked="" type="checkbox"/> 滞納状況等調査回答に係る各種情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票関係情報については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条の規定に基づき、取得・利用している。								
⑥使用目的 ※	住民税、軽自動車税の適正な滞納管理								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	納税課							
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		I 滞納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の滞納情報から、財産調査、滞納処分などの滞納整理事務を行う  II 名寄せに関する事務 複数の宛番号を保持する住民等の滞納情報の名寄せを行う。							
	情報の突合 ※	住基情報から取得した宛名情報と、当該システムにおける宛名情報の突合を行う。							
	情報の統計分析 ※	税の滞納整理に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	滞納情報に基づき、財産調査等の結果に応じて、滞納処分を行う。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								





**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	地方税法20条の11
②提供先における用途	他自治体からの滞納状況等調査回答に係る事務
③提供する情報	滞納者の滞納状況等
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;                      1) 1万人未満                      2) 1万人以上10万人未満                      3) 10万人以上100万人未満                      4) 100万人以上1,000万人未満                      5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税者、納税承継人、納税管理人
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	調査および照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <small>&lt;選択肢&gt;                      1) 1万人未満                      2) 1万人以上10万人未満                      3) 10万人以上100万人未満                      4) 100万人以上1,000万人未満                      5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none"><li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。</li><li>・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。</li></ul>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                            5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	財産調査、滞納処分などの滞納整理事務を行うため、過去の記録を保存する必要がある。
③消去方法		<ul style="list-style-type: none"><li>・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。</li><li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li></ul>

## 7. 備考

—

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 電話催告情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税承継人、納税管理人
その必要性	住民税、軽自動車税の適正な電話催告業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 内部機関情報(担当者名) )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: ①本人への連絡を行うために保有 ②納付書等の送付先を確認するために保有</li> <li>・地方税関係情報:算出された住民税額を把握するために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護を受給しているか把握するために保有</li> <li>・その他(内部機関情報):電話催告情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	江戸川区総務部納税課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 税務システム )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内ネットワーク )								
③入手の時期・頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 日次連携。								
④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、税務システム内の日次のデータ連携により、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイルから取得している。								
⑤本人への明示	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。								
⑥使用目的 ※	住民税、軽自動車税の適正な電話催告								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	納税課							
	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	I 電話催告管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の電話催告情報から、電話催告事務を行う II SMS納付案内に関する事務								
	情報の突合 ※	該当なし							
	情報の統計分析 ※	電話催告に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								



委託事項2～5			
委託事項2	システム保守事業		
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システムの運用、保守業務。</li> <li>・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。</li> </ul>		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税者、納税承継人、納税管理人	
	その妥当性	システムの運用・保守、及び、法制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、税務システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( データセンター内のサーバー室にてシステムの直接操作、税務システム端末の直接操作 )		
⑤委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、確認することができる。		
⑥委託先名	株式会社 アイティフォー		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等	
	⑨再委託事項	事案に応じて、適宜調整	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。</li> <li>・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要。</li> </ul>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年                            5) 4年                      6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満    9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	電話催告事務を行うため、過去の記録を保存する必要がある。
③消去方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> </ul>
7. 備考		
—		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○住民税賦課情報ファイル(全記録項目:437項目)

【共通知報】(記録項目:3項目)

宛名番号、登録業務コード、更新情報

【個人番号情報】(記録項目:2項目)

個人番号、個人番号異動年月日

【宛名情報】(記録項目:25項目)

世帯番号、履歴管理情報、世帯主個人情報、区内住所情報、異動情報、住所を定めた日、氏名、性別、生年月日、続柄、筆頭者、前住所情報、転出先情報、住民となった日、消除情報、宛名種別、通称名、併記名、国籍情報、在留資格情報、住登外\_異動情報、住登外\_世帯主情報、住登外\_住所情報、住登外\_登録情報、住登外\_廃止情報

【送付先情報】(記録項目:6項目)

送付先氏名、送付先住所情報、送付先登録情報、送付先備考情報、送付先廃止情報、送付先履歴管理情報

【納管人情報】(記録項目:5項目)

納管人設定期間情報、納税義務者電話番号、納管人宛名番号、納管人電話番号、納管人登録情報

【承継人情報】(記録項目:7項目)

承継人異動情報、納税義務者電話番号、承継人宛名番号、承継人種別、承継人電話番号、承継人登録情報、承継人廃止情報

【口座振替情報】(記録項目:7項目)

口座振替期間情報、納付方法、金融機関情報、預金種別、口座番号、口座名義人情報、口座登録情報

【通知書返戻調査情報】(記録項目:18項目)

通知書管理情報、通知書送付日、調査判明情報、公示年月日、勤務先情報、調査担当者情報、現地調査記録情報、変更納期限、調査票発行情報、調査対象者氏名、調査対象者住所、調査対象者生年月日、調査対象者性別、調査対象者本籍・国籍、調査対象者筆頭者、照会内容、照会先自治体情報、調査対象在留カード番号

【課税台帳情報】(記録項目:44項目)

相当年度、課税台帳管理情報、配偶者宛名番号、賦課期日住所情報、賦課期日宛名種別、賦課期日氏名、賦課期日通称名、振り替え氏名、振り替え生年月日、非課税情報、住民税申告書送付情報、徴収希望情報、徴収種別、未申告情報、家屋敷課税情報、区外課税情報、非居住情報、納税者番号、年金支払番号、証明書発行停止情報、住民税世帯番号、扶養者宛名番号、専従主宛名番号、扶養者種別情報、前年課税台帳管理情報、前年非課税情報、前年住民税申告書送付情報、前年徴収希望情報、前年徴収種別、前年未申告情報、前年家屋敷課税情報、前年区外課税情報、前年非居住情報、前年納税者番号、前年年金支払番号、前年賦課期日氏名、区外扶養者情報、年金特別徴収停止情報、租税条約情報、生活保護期間情報、取込基準情報、住登地\_住所情報、住登地\_登録情報、住登地\_調査表発行情報

【資料識別情報】(記録項目:5項目)

資料管理情報、指定番号、総括票種別、法人宛名番号、メモ管理情報

【申告書等情報】(記録項目:130項目)

記載個人番号、記載氏名、記載生年月日、徴収種別、受給者番号、住宅借入金等特別控除可能額、夫あり、未成年者、乙欄適用、死亡退職、災害者、外国人、中途就・退職の区分、中途就・退職年月日、他の支払者 給与等の金額、他の支払者 控除した社会保険料の金額、青色専従者、普通徴収、条約免除、資料回送種別、エラー情報、資料合算種別、納税者番号、営業等所得金額、農業所得金額、不動産所得金額、利子所得金額、配当所得金額、給与収入金額、給与収入内訳金額、特定支出控除額、公的年金等雑所得金額、その他雑所得金額、公的年金等雑収入金額、総合譲渡短期所得金額、総合譲渡長期所得金額、総合譲渡短期特別控除額、総合譲渡長期特別控除額、一時所得特別控除額、一時所得金額、所得金額合計、土地の譲渡等に係る事業所得等金額、分離課税上場株式等の配当所得金額、分離課税短期譲渡一般分所得金額、分離課税短期譲渡軽減分所得金額、分離課税長期譲渡一般分所得金額、分離課税長期譲渡特定分所得金額、分離課税長期譲渡軽減分所得金額、分離課税長期譲渡軽減分所得金額、山林所得金額、退職所得金額、分離課税短期譲渡に関する特別控除額、分離課税長期譲渡に関する特別控除額、雑所得金額、総合譲渡・一時所得金額、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、旧個人年金保険料の計、地震保険料控除、旧長期損害保険料の計、寄附金控除(所得税)、寄附金控除(住民税)、老年者、本人該当事項 勤労学生控除、本人該当事項 寡婦(寡夫)控除、障害者種別、控除対象配偶者種別、配偶者特別控除種別、配偶者特別控除、配偶者の合計所得金額、扶養親族の数 老人、扶養親族の数 老人内訳、扶養親族の数 その他、扶養親族の数 特定、障害者の数 特別障害者内訳、障害者の数 特別障害者、障害者の数 その他、所得から差し引かれる金額 合計、住宅借入金等特別控除(住民税)、先物取引所得金額、専従者種別、専従者人数、専従者給与(控除)額、繰越損失額、繰越純損失額、繰越雑損失額、純損失総合所得、純損失短期分離譲渡、純損失長期分離譲渡、純損失山林、青色区分、配当控除、外国税額控除(都民税)、外国税額控除(区民税)、外国税額控除(所得税)、住宅借入金等特別控除(所得税)、所得税額、家屋敷課税情報、未成年課税情報、区が条例に定める寄附金、都が条例に定める寄附金、住宅借入金等特別控除等適用家屋居住年月日、住宅借入金等特別控除前所得税額、地震保険料の計、支払医療費、16歳未満扶養親族の数、分離課税株式等の譲渡非公開分所得金額、分離課税株式等の譲渡上場分所得金額、株式等譲渡所得割額、配当割額、株式等に係る譲渡所得等繰越損失、先物取引に係る雑所得等繰越損失、居住用財産に係る繰越損失、居住用財産に係る損失、都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の共同募金会・日赤支部に対する寄附金、新生命保険料の計、旧生命保険料の計、新個人年金保険料の計、介護医療保険料の計、支払調書の種類、整理番号1、本支店等区分番号、提出義務者住所又は所在地、提出義務者氏名又は名称、提出義務者の電話番号、訂正表示、事業専従者 生年月日、専従者種別、専従者給与(控除)額、専従者宛名番号、扶養親族 生年月日、扶養控除額、扶養親族宛名番号、区外扶養親族情報、区外専従者情報、回送先異動日、回送先異動事由、回送先区外住所情報

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○軽自動車税賦課情報ファイル(全記録項目:102項目)

【共通情報】(記録項目:3項目)

宛名番号、登録業務コード、更新情報

【個人番号情報】(記録項目:2項目)

個人番号、個人番号異動年月日

【宛名情報】(記録項目:25項目)

世帯番号、履歴管理情報、世帯主個人情報、区内住所情報、異動情報、住所を定めた日、氏名、性別、生年月日、続柄、筆頭者、前住所情報、転出先情報、住民となった日、消除情報、宛名種別、通称名、併記名、国籍情報、在留資格情報、住登外\_異動情報、住登外\_世帯主情報、住登外\_住所情報、住登外\_登録情報、住登外\_廃止情報

【送付先情報】(記録項目:6項目)

送付先氏名、送付先住所情報、送付先登録情報、送付先備考情報、送付先廃止情報、送付先履歴管理情報

【納管人情報】(記録項目:5項目)

納管人設定期間情報、納税義務者電話番号、納管人宛名番号、納管人電話番号、納管人登録情報

【承継人情報】(記録項目:7項目)

承継人異動情報、納税義務者電話番号、承継人宛名番号、承継人種別、承継人電話番号、承継人登録情報、承継人廃止情報

【口座振替情報】(記録項目:7項目)

口座振替期間情報、納付方法、金融機関情報、預金種別、口座番号、口座名義人情報、口座登録情報

【通知書返戻調査情報】(記録項目:18項目)

通知書管理情報、通知書送付日、調査判明情報、公示年月日、勤務先情報、調査担当者情報、現地調査記録情報、変更納期限、調査票発行情報、調査対象者氏名、調査対象者住所、調査対象者生年月日、調査対象者性別、調査対象者本籍・国籍、調査対象者筆頭者、照会内容、照会先自治体情報、調査対象在留カード番号

【登録台帳情報】(全記録項目:15項目)

車両番号、登録台帳異動情報、車台番号、車名、型式、排気量、登録台帳登録年月日、廃車年月日、課税保留種別、定置場情報、リース情報、備考、電話番号、廃車理由種別、標識返還種別

【賦課台帳情報】(全記録項目:11項目)

賦課年度、相当年度、徴収番号、賦課台帳異動情報、減免種別、減免税額、特例種別、特例税額、賦課税額、調定額、納期年月日

【非課税情報】(全記録項目:1項目)

非課税種別

【車両情報】(全記録項目:2項目)

証明書発行停止種別、口座使用種別

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○収納管理情報ファイル(全記録項目:180項目)

【共通知報】(記録項目:3項目)

宛名番号、登録業務コード、更新情報

【個人番号情報】(記録項目:2項目)

個人番号、個人番号異動年月日

【宛名情報】(記録項目:25項目)

世帯番号、履歴管理情報、世帯主個人情報、区内住所情報、異動情報、住所を定めた日、氏名、性別、生年月日、続柄、筆頭者、前住所情報、転出先情報、住民となった日、消除情報、宛名種別、通称名、併記名、国籍情報、在留資格情報、住登外\_異動情報、住登外\_世帯主情報、住登外\_住所情報、住登外\_登録情報、住登外\_廃止情報

【送付先情報】(記録項目:6項目)

送付先氏名、送付先住所情報、送付先登録情報、送付先備考情報、送付先廃止情報、送付先履歴管理情報

【納管人情報】(記録項目:5項目)

納管人設定期間情報、納税義務者電話番号、納管人宛名番号、納管人電話番号、納管人登録情報

【承継人情報】(記録項目:7項目)

承継人異動情報、納税義務者電話番号、承継人宛名番号、承継人種別、承継人電話番号、承継人登録情報、承継人廃止情報

【口座振替情報】(記録項目:7項目)

口座振替期間情報、納付方法、金融機関情報、預金種別、口座番号、口座名義人情報、口座登録情報

【通知書返戻調査情報】(記録項目:18項目)

通知書管理情報、通知書送付日、調査判明情報、公示年月日、勤務先情報、調査担当者情報、現地調査記録情報、変更納期限、調査票発行情報、調査対象者氏名、調査対象者住所、調査対象者生年月日、調査対象者性別、調査対象者本籍・国籍、調査対象者筆頭者、照会内容、照会先自治体情報、調査対象在留カード番号

【個人別収納照会情報】(記録項目:23項目)

ファイル番号、係名、送付先有無、他画面有無、メモ有無、消込日、税目、年度、相当年度、徴収番号、年税額、納付額、未納額、延滞金有無、口納還情報、処分情報、領収日、標識番号、登録年月日、廃止年月日、合計年税額、合計納付額、合計未納額

【納付書作成】(記録項目:4項目)

期別、延滞日数、免除有無、口座有無

【納税証明書発行】(記録項目:4項目)

納管人・承継人有無、納期未到来額、証明納額、合計納期未到来額

【税目別収納情報】(記録項目:14項目)

期別、税額、納付額、未納額、延滞金、収入延滞金、延滞金未納額、納期限、納付回数、口座不能理由、督促・催告発送情報

【収入歴情報】(記録項目:11項目)

収入区分、無効区分、本税納付額、延滞金納付額、納付額合計、異動額合計、領収日、収入日、銀行・形態、窓口区分、読取番号

【還付充当情報】(記録項目:38項目)

会計年度、還付充当番号、(還付情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、過誤納理由、起算日、還付決定日、還付充当処理日、還付区分、還付先宛名番号、還付額合計、本税還付額、退職金還付額、延滞金還付額、還付加算金、充当適状日、還付口座情報、受付日、受領日、支払方法、支払確定日、支払済日、加算金不要フラグ、(充当情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、充当先カナ氏名、本税未納額、延滞金未納額、合計額、本税充当額、延滞金充当額、公金受取口座利用意思の有無

【処分情報】(記録項目:13項目)

発行停止情報、延滞金減免情報、執行停止情報、徴収猶予情報、処分情報

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○滞納整理情報ファイル(全記録項目:198項目)

【個人番号情報】(記録項目:2項目)

個人番号、個人番号異動年月日

【個人情報】(記録項目:50項目)

宛名番号、世帯番号、漢字氏名、カナ氏名、通称名、カナ通称名、郵便番号、現住所、現住所方書、電話番号1、電話番号2、戸籍本籍地、戸籍筆頭者名、生年月日、続柄、性別、個人種別、代表者名、地区コード、担当者コード、自治体コード、送付先区分、送付先郵便番号、送付先住所、送付先住所方書、故人フラグ、携帯フラグ、催告フラグ、介護保険資格フラグ、課税者フラグ、滞納金額、同一人コード、共有フラグ、担当者変更不可フラグ、個人番号(マイナンバー)、居住状況、住民登録有無、転居転出日、前住所、勤務先名、勤務先住所、勤務先電話番号、備考、徴収不可、滞納原因、補助区分1、補助区分2、補助区分3、ランク、ランク日付

【家族情報】(記録項目:10項目)

世帯番号、宛名番号、続柄、漢字氏名、生年月日、備考、擬制世帯、滞納者フラグ、故人フラグ、関連者コード

【課税収納情報】(記録項目:55項目)

期別明細KEY、年度、賦課年度、税目、期別、宛名番号、通知書番号、調定日、申告区分、税額、督促手数料、延滞金、確定延滞金フラグ、納期限、納期変更フラグ、公示フラグ、処分1、処分日、督促日、督促公示フラグ、督促公示日、法定納期限等、繰上日、起算日、申告日、事業開始、事業終了、延長期限、納税管理人、車輛、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終収納日、完納フラグ、未納本税、未納督促、未納延滞金、未納金額、年度区分、管轄コード、加算金区分、収納回数、還付フラグ、収納日、日計日、収納区分、仮消区分、納付事由、収納取込日、フラグ、処分区分、誓約回数、分割区分、優先順位

【交渉経過情報】(全記録項目:15項目)

宛名番号、記録日付、記録時間、行動記録分類、行動記録内容、行動記録備考、行動記録区分、結果記録分類、結果記録日付、結果記録時間、結果記録内容、結果記録備考、結果記録区分、担当者、部署

【処分情報】(記録項目:32項目)

処分宛名番号、財産債権種類、枝番、調査内容、宛名番号、債務者、照会枝番、状態区分、差押区分、起案日、処分日、処分担当者、差押時間、履行期限、完納日、解除起案日、解除日、解除担当者、解除理由、解除備考、債務者名、債務者住所、送付先氏名、送付先住所、処分金額、終了日、終了担当者、配当金額、滞納処分費、差押氏名、差押住所、法令

【分納情報】(記録項目:34項目)

処分宛名番号、枝番、申請日、誓約日、誓約期間自、誓約期間至、誓約月数、支払方法、分納担当者、分納理由、延滞金計算区分、延滞金率区分、端数区分、分納月区分、分納支払日、分納金額、納付優先区分、延滞金納付区分、分納承認日、取消日、取消理由、取消担当者、納付誓約額、賞与支払額、延滞金計算日、延長申請日、担保有無、許可不許可区分、許可不許可日、延長区分、延長期間自、延長期間至、延長月数、延長備考

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

○電話催告情報ファイル(全記録項目:84項目)

### 【属性情報ファイル】(記録項目:51項目)

個人番号、宛名番号、納番、住民区分、世帯番号、氏名、氏名カナ、地区コード、郵便番号、住所、方書、自宅電話区分、自宅電話番号、自宅電話備考、携帯電話区分、携帯電話番号、携帯電話備考、生年月日、続柄、性別、勤務先名、勤務先名称カナ、勤務先電話区分、勤務先電話番号、勤務先所属、勤務先郵便番号、勤務先住所、勤務先方書、連絡先1電話区分、連絡先2電話区分、文書出力先設定、文書出力先名称、文書出力郵便番号、文書出力住所、住定日、住定事由、従失日、従失事由、最新異動年月日、最新異動事由、死亡年月日、国籍コード、外国籍本名、外国籍本名カナ、設立年月日、代表社名、自宅電話調査日、携帯電話調査日、勤務先電話調査日、連絡先1電話調査日、連絡先2電話調査日

### 【収納情報ファイル】(記録項目:23項目)

宛名番号、納番、税目コード、調年、課年、通知書番号、期、納期限、調定額、未納額、滞納額、督促手数料、確定延滞金有無、確定延滞金、滞納合計、収納額、収納督促手数料、収納延滞金、最終納付年月日、最終収納年月日、完納フラグ、個人番号\_\_管、欠損区分

### 【交渉記録ファイル】(記録項目:10項目)

宛名番号、税目コード、調年、期、入力日付、電話先コード、相手先コード、交渉内容コード、交渉内容、担当者コード



リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・生活保護関係情報の入手は、特定端末から暗号化を施した上で媒体に出力し、その媒体を介して、入手する方法に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・住民からの入手は、予め決められた窓口(職員による受付など)に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・住民、企業、国税庁、日本年金機構等から入手する課税対象者情報は、住民、企業、国税庁、日本年金機構等との間で予め決められた方法に基づく入手に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を税務システムに登録できる職員等は限定されている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</li> </ul> <p>【他自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元である他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> <li>・その他の場合については、番号法第16条に基づき本人確認を行う。</li> <li>・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区は当該入手元が既に本人確認をした情報を入手することになる。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> <li>・その他の場合については、番号法第16条に基づき真正性の確認を行う。</li> <li>・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で真正性の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、真正性確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区は当該入手元が既に真正性確認をした情報を入手することになる。</li> </ul>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に、申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。</li> <li>・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・地方税法に基づいて江戸川区に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</li> <li>・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正をもとめるなどの対応を行っている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられるため、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。</li> </ul> <p>【他自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である他自治体に委ねられる。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。</li> <li>・生活保護関係情報の媒体での授受の際に、双方で授受結果を確認しあうことで、情報漏えい、紛失を防止している。</li> <li>・国税連携システム、審査システムでの課税対象者情報の入手については決められた仕様に基づく連携での入手に限定することで情報漏えい・紛失等を防止している。</li> <li>・住民、企業、他自治体、日本年金機構から提出された申告情報の入手については、事前に提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。</li> <li>・市町村CSで確認した住基情報を税務システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、税務システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。</li> <li>・また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等支払者から地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。</li> <li>・なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul> <p>【他自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体から江戸川区までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>—</p>	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、課税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、税務システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

<p>情報保護管理体制の確認</p>	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;                  ・委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得、ISMS認証の取得、ISO9001の取得等を受託者の要件として明記している。</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;                  ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。                  ・当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。                  ・また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。                  ・審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>
<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;                  1) 制限している 2) 制限していない</p>
<p>具体的な制限方法</p>	<p>・庁内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業名簿の提出も義務付けている。                  ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室を管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティ研修の受講を義務付けている。</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;                  1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・庁内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。                  ・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所で入退室管理を行っている。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;                  1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。                  ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。                  ・また、必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>・庁内、データセンターから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。</p>

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業所側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>機密保持契約として以下を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複製の禁止。</li> <li>・契約終了後の返還、廃棄、消去。</li> <li>・セキュリティ事故発生時の報告。</li> <li>・安全管理体制の報告、資料提出。</li> <li>・厳重な保管。</li> <li>・再委託に係る規定。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。</li> <li>・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。</li> <li>・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。</li> <li>・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携は、全てログとして記録を保持している。</li> <li>・企業、他自治体等へのデータの送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul> <p><b>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</b></p> <p><b>【給与支払者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul> <p><b>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。</li> </ul> <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul> <p><b>【国税庁、他自治体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul>
特定個人情報の提供・移転に関するルール  ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 定めている      2) 定めていない

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末から電子媒体への出力や特定の端末に限定しており、かつ、出力時の操作ログも取得している。</li> <li>・庁内での連携先を限定して提供を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携との連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバ間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</li> <li>・企業へのデータの送付は、予め企業との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。</li> <li>・他自治体等へのデータ送付は、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づきデータ提供を行っている。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul> <p>※提供・移転に関しての法令上の根拠は、「Ⅱ章5.特定個人情報の提供・移転」を参照</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> </ul> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。</li> </ul> <p>【地方税共同機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルシステム(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul> <p>【他自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化しているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・庁内連携については、予め定めた仕様にに基づき、自動的にデータを抽出し、データを提供しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。</p> <p>・企業、他自治体等へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供することはない。</p> <p>・紙での送付の場合は、委託事業者へ提供し、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い対策を実施している。</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p><b>【給与支払者】</b></p> <p>・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。</p> <p><b>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</b></p> <p>・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。</p> <p><b>【地方税共同機構】</b></p> <p>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。また、提供先として地方税ポータルセンタ(eLTAX)以外を設定することはできない仕様になっている。</p> <p>・江戸川区から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</p> <p><b>【国税庁】</b></p> <p>・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>・江戸川区と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。江戸川区から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</p> <p><b>【他自治体】</b></p> <p>・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>・送信先地方団体と送信元地方公共団体の間の情報連携については、提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。送信元及び送信先地方団体から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>-</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt;税務システム、統合DBの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> <li>・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;中間サーバー、統合DBの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</li> <li>・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと統合DB、税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、安全が確保されている。</li> </ul> <p>&lt;税務システム、統合DBの運用における措置&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>—</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB、税務システムへの登録の際に誤った状態で登録されないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手に当たって特定個人情報が不正確となることはない。</li> </ul> <p>&lt; 税務システムの運用における措置 &gt;</p> <p>—</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>—</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;</p> <p>—</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと統合DB、税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。</li> </ul> <p>&lt; 税務システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <p>—</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;</p> <p>—</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;          ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>&lt;税務システム、統合DBの運用における措置&gt;          ・中間サーバー側に登録していない、又は自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供に当たって上長承認を得た上で、税務システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          —</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;          ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;          ・中間サーバーと統合DB、税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定している。</p> <p>&lt;税務システム、統合DBの運用における措置&gt;          —</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;          —</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供に当たっては、税務システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供に当たって特定個人情報 that 不正確となることはない。</li> </ul> <p>&lt;税務システム、統合DBの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。</li> </ul>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
--------------------	------------------	--	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul> <p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業員に対して、年1回研修を実施している。</li> </ul>
--	--

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  具体的な対策の内容 <江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。  <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。 ・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  具体的な対策の内容 <江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルの更新をしている。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またファイアウォールを導入している。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンター内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> <li>・また、課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、期限を経過した情報はアクセス不可となるように設定変更している。設定変更の結果については職員が確認をしている。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民等、全国軽自動車協会連合会から入手する課税対象者情報は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。もし、対象者以外の情報が含まれていた場合には、本来の提出先への回送処理を行っている。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に税務システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行い、制度の対象外である住民からの申請のリスクを防止する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能からの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・住民等、全国軽自動車協会連合会から入手する課税対象者情報は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、税務システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行い、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能からの電子申請では、江戸川区税条例施行規則に定める様式をもとにした独自様式を使用し、必要最小限の情報となるようにする。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・住民からの入手は、予め決められた窓口（職員による受付など）に限定した入手とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。</li> <li>・全国軽自動車協会連合会からの入手は、郵送の記録が残る方法での入手に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を税務システムに登録できる職員等は限定されている。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等、全国軽自動車協会連合会から入手する課税対象者情報は、申告書等に記載された個人番号に基づき、税務システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申告書を受け取るような場合には、個人番号カード（個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書（運転免許証、パスポート等））に基づき、本人確認を行う。</li> <li>・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。</li> <li>・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することになる。これにより、本人確認を実施する。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。</li> </ul>

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</li> <li>・また、住民への税額通知により、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行い誤りが確認できれば、修正を行っている。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能による電子申請では、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人情報の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているデータセンター内のサーバ間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。</li> <li>・住民等、全国軽自動車協会連合会から提出された申告書等での課税対象者情報の入手については、事前に提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。</li> <li>・市町村CSで確認した住基情報を税務システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、税務システムへの入力完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</li> <li>・税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。</li> <li>・税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。</li> <li>・「サービス検索・電子申請機能」へのアクセスは、LGWAN接続端末による操作に限り可能になるように制御している。LGWAN接続端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・「サービス検索・電子申請機能」におけるログイン認証は、ユーザIDおよびパスワードによって行う。</li> <li>・電子申請データをダウンロードする「申請管理システム」については、マイナンバー推進課によって、利用する必要がある職員のみ、ICカードを用いて認証・アクセスする業務用TS上で使用できるよう制御している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。</li> <li>・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、課税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能のユーザIDおよびパスワードについて、以下の管理を行う。</li> <li>①ユーザID マイナンバー推進課に申請し、係単位で付与される。</li> <li>②パスワード 責任者が管理し、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際にはパスワードを変更する。</li> <li>・申請管理システムのアクセス権限の発行・失効については、以下の管理を行う。</li> <li>①発行の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、アクセス権限の管理者(マイナンバー推進課)が事務に必要な情報にアクセスできる権限を付与する。</li> <li>②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際にはアクセス権限の管理者(マイナンバー推進課)が速やかにアクセス権限を更新・失効させる。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</li> <li>・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能のユーザIDおよびパスワードについて、以下の管理を行う。</li> <li>①ユーザID 責任者が管理を行う。</li> <li>②パスワード 定期的に英字・数字・記号を使用した8文字以上のパスワードに変更し、不正ログインを防ぐ。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

	<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。</li> <li>・ユーザIDとともに、税務システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。</li> <li>・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能および申請管理システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能について、責任者が定期的に申請データのダウンロード状況をチェックし、不正とみられるダウンロードがあった場合、操作内容を確認する。</li> <li>・申請管理システムへのアクセスログは、マイナンバー推進課が定期的に分析を行う。</li> <li>・サーバに保存されている申請管理システムへのアクセスログについては、システムが稼働しているデータセンターへの入館管理およびアカウントによるアクセスの制御を行い、保護している。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。</li> <li>・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。</li> <li>・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をしてもらっている。</li> <li>・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能および申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。</li> <li>・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたもののみを使用する。</li> <li>・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報を含む各種リスト等の外部媒体への出力は限られた端末でのみ実行可能であり、かつ、当該端末での出力処理は操作ログを取得している。</li> <li>・「サービス検索・電子申請機能」では、特定個人情報が記載された電子申請データをダウンロードせず、手続き情報のみにアクセスするルールを定め、ルールに従って運用を行う。</li> <li>・申請管理システムから取得した特定個人情報が記載された電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。</li> <li>・外部記憶媒体に申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを移行・複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで移行・複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたもののみを使用する。</li> <li>・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
-							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得、ISMS認証の取得、ISO9001の取得等を受託者の要件として明記している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、管理体制名簿の提出、入退室を管理をしている室内での業務の実行、取扱者へはセキュリティー研修の受講を義務付けている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所で入退室管理を行っている。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・また、必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンターから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、また、運搬の際には施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・データセンターから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業所側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> </ul>	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体へのデータの送付では、情報提供をした申告書データを保管している。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体へのデータの送付の際には、複数職員による確認を行い、提供データを保管している。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体等へのデータ送付は、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づきデータ提供を行っている。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul> ※提供に関しての法令上の根拠は、「Ⅱ章5.特定個人情報の提供・移転」を参照	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供する事はない。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。</li> <li>・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</li> </ul> <p>&lt; 税務システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> <li>・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>—</p> <p>&lt; 中間サーバー、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</li> <li>・また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと統合DB、税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、安全が確保されている。</li> </ul> <p>&lt; 税務システム、統合DBの運用における措置 &gt;</p> <p>—</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <p>—</p> <p>&lt; 中間サーバーの運用における措置 &gt;</p> <p>—</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;  ・情報照会に当たっては、中間サーバーから入手した特定個人情報が統合DB、税務システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確となることはない。</p> <p>&lt;税務システムの運用における措置&gt;  ―</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ―</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ―</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;税務システム、統合DBのソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーと統合DB、税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、漏えい・紛失するリスクを排除している。</p> <p>&lt;税務システム、統合DBの運用における措置&gt;  ・―</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;  ・―</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ・特定個人情報を保管する外部記憶媒体については、限定された記憶媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による保管、外部記憶媒体内のデータの暗号化などの安全管理措置を講じている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<江戸川区における措置> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> <li>・また、課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> <li>・減免・免除の電子申請データについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</li> <li>・審査後の減免・免除の電子申請データは、保存年限に基づき保管する。あくまでその年度の申請データとして保管するものであり、古い情報を新たに決定するための根拠として使用することはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、廃車データは期限を超過した時点で消去している。消去の結果については職員が確認をしている。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> <li>・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</li> <li>・減免・免除の電子申請データは、地方税法に基づき保存年限を7年間とする。減免・免除の電子申請データは、保存年限を超過した時点で、管理者の承認を得て職員が消去する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
3. 収納管理情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・生活保護関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、事前に税務システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> </ul>						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住記システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・生活保護関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>・市町村CSからの住基情報の入手は、税務システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報・生活保護情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>・市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を税務システムに登録できる職員等は限定されている。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。</li> </ul>						
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、入手の段階で、入手元の各業務にて、個人番号の真正性確認を行っている。</li> </ul>						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</li> <li>・また、住民への督促状、還付・充当通知等により、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行い誤りが確認できれば、修正を行っている。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							



### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。 ・情報提供ネットワークシステムの操作において、ICカードのユーザIDによりシステムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 ・情報提供ネットワークシステムにより口座登録・連携ファイル関連情報を照会する職員は、納税課長の申請により、団体内統合宛名システム統括管理者が利用権限の付与および削除等設定を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・情報提供ネットワークシステムにより口座登録・連携ファイル関連情報を照会する職員に変更が生じた場合は、納税課長の申請により、団体内統合宛名システム統括管理者が利用権限の付与および削除を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、税務システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得、ISMS認証の取得、ISO9001の取得等を受託者の要件として明記している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、特定個人情報取扱者の管理体制と管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けることを通じて、特定個人情報ファイルへアクセス可能な作業者数を最小限にしている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所の入り口に、関係者以外は入室できないように設定している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・また、定期的に、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul>	
委託元と委託先間の内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。電子媒体への出力の際には暗号化を実施している。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業所側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機密保持契約として以下を定めている。</li> <li>・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複製の禁止。</li> <li>・契約終了後の返還、廃棄、消去。</li> <li>・セキュリティ事故発生時の報告。</li> <li>・安全管理体制の報告、資料提出。</li> <li>・厳重な保管。</li> <li>・再委託に係る規定。</li> </ul>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持順守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。</li> <li>・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。</li> <li>・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取り扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> <li>・また、収納情報は、住民からの納付実績等に基づき、住民に対し督促を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。設定変更の結果については職員が確認をしている。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>市町村CSからの住基情報の入手は、事前に税務システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>収納管理情報ファイルからの住民情報・収納情報の入手は、税務システム内で予め定められた仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>他自治体からの調査回答の入手は、1件ごとに基本4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護関係情報の入手方法は、生保システムにて入力した情報を、統合DB経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>市町村CSからの住基情報の入手は、税務システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。</li> <li>収納管理情報ファイルからの住民情報・収納情報の入手は、税務システム内で予め定められた仕様に基づくため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</li> <li>他自治体からの調査回答の入手は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護関係情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>収納管理情報ファイルからの住民情報・収納情報の入手は、税務システム内での通信に限定することで、安全を担保している。</li> <li>市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を税務システムに登録できる職員等は限定されている。</li> <li>他自治体への照会に係る事務では、公文書での調査依頼、調査結果の受領を運用上定めており、それ以外での照会を禁止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。</li> <li>他自治体から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・4情報に基づき、税務システムで本人確認を行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の通り、入手の段階で、入手元の各業務にて、個人番号の真正性確認を行っている。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</li> <li>職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</li> <li>また、住民への催告、調査結果等により、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行い誤りが確認できれば、修正を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカード、パスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムの操作において、ユーザIDとパスワードにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、ユーザIDの有効期限を契約満了に応じて設定している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、税務システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。 ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をしてもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得を受託者の要件として明記している。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンターにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、特定個人情報取扱者の管理体制と管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けることを通じて、特定個人情報ファイルへアクセス可能な作業者数を最小限にしている。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内、データセンターでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。</li> <li>・庁外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所の入り口に、関係者以外は入室できないように設定している。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。</li> <li>・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。</li> <li>・また、定期的に、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。</li> </ul>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理事務の委託先事業者への特定個人情報の提供は、システム参照に限定され、その操作記録を残している。</li> <li>・庁内、データセンターから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。電子媒体への出力の際には暗号化を実施している。</li> </ul>
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納整理事務の委託先事業者への特定個人情報の提供は、システム参照に限定されるため、消去は生じない。</li> <li>・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> <li>・データセンターから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業所側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。</li> </ul>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>機密保持契約として以下を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。</li> <li>・目的外利用の禁止。</li> <li>・無断複製の禁止。</li> <li>・契約終了後の返還、廃棄、消去。</li> <li>・セキュリティ事故発生時の報告。</li> <li>・安全管理体制の報告、資料提出。</li> <li>・厳重な保管。</li> <li>・再委託に係る規定。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持順守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。</li> <li>・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。</li> <li>・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、情報提供の記録を保管している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員による確認を行い、提供記録を保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、地方税法第20条の11に基づきデータ提供を行っている。 ※提供に関しての法令上の根拠は、「Ⅱ章5.特定個人情報の提供・移転」を参照	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供する事はない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している    2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない    4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している    2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している    2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。</li> <li>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。</li> <li>・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。</li> <li>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり    2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることは無い。</li> <li>・また、滞納情報は、滞納整理・処分結果に基づき、住民に対し催告を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。設定変更の結果については職員が確認をしている。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 電話催告情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・税務システムからの各種情報の入手については、対象者を限定して連携する仕様となっているため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・税務システムからの各種情報の入手については、予め定められたインターフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・滞納者情報の入手については、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、安全を担保している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・税務システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・上記の通り、入手の段階で、入手元の各業務にて、個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ・また、住民への電話催告により、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行い誤りが確認できれば、修正を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・滞納者情報の入手は、入退室管理をしているデータセンタ内のサーバ間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカード、パスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムの操作において、ユーザIDとパスワードにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、税務システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。</li> <li>・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。</li> <li>・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をもらっている。</li> <li>・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。</li> <li>・特定個人情報を含む各種リスト等の外部媒体への出力は限られた端末でのみ実行可能であり、かつ、当該端末での出力処理は操作ログを取得している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認 委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得を受託者の要件として明記している。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 [ 制限している ] <選択肢>  
 1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法 ・庁内、データセンタにて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に事業者名簿の提出も義務付けている。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録 [ 記録を残している ] <選択肢>  
 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法 ・庁内、データセンタでの作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。

特定個人情報の提供ルール [ 定めている ] <選択肢>  
 1) 定めている 2) 定めていない

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 個人情報等の提供の禁止を仕様書に明記している。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 特定個人情報の提供は、システム参照に限定され、その操作記録を残している。

特定個人情報の消去ルール [ 定めている ] <選択肢>  
 1) 定めている 2) 定めていない

ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・庁内から委託先事業者へ提供した特定個人情報の消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 [ 定めている ] <選択肢>  
 1) 定めている 2) 定めていない

規定の内容 機密保持契約として以下を定めている。  
 ・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。  
 ・目的外利用の禁止。  
 ・無断複製の禁止。  
 ・契約終了後の返還、廃棄、消去。  
 ・セキュリティ事故発生時の報告。  
 ・安全管理体制の報告、資料提出。  
 ・厳重な保管。  
 ・再委託に係る規定。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 [ 十分に行っている ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  
 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

具体的な方法 ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。  
 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持順守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。  
 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。  
 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取り扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。

その他の措置の内容 -

リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ○ ] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。</li> <li>・特定個人情報を扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。</li> <li>・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。</li> <li>・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。</li> <li>・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> <li>・また、電話催告情報は、滞納整理情報に基づき、住民に対し電話催告を行い、住民側でも確認しているので、古い情報のまま保存され続けることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完納から7年、不納欠損から5年経過したデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。設定変更の結果については職員が確認をしている。</li> <li>・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分にしている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;税務システムの運用における措置&gt; 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運用における措置&gt; 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[ 十分にしている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について&gt; 1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。 ・評価書記載事項と運用状態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 ・また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分にしている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;税務システムの運用における措置&gt; ・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)の採用・転入時に、業務で取り扱う個人情報とその保護に関する研修を行う。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	江戸川区総務部 課税課、総務部 納税課 郵便番号132-8501 江戸川区中央1-4-1 電話：江戸川区総務部 課税課 03-5662-1007 江戸川区総務部 納税課 03-5662-6345
②請求方法	自己情報（開示・訂正・利用停止）請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。 URL： <a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>
特記事項	身分証明証等の提示により本人確認を行う。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法： )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民税賦課情報ファイル、軽自動車税賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納整理情報ファイル、電話催告情報ファイル
公表場所	総務部総務課文書係
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	江戸川区総務部 課税課、総務部 納税課 電話：江戸川区総務部 課税課 03-5662-1007 江戸川区総務部 納税課 03-5662-6345
②対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年7月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、意見公募手続を実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和6年5月15日から令和6年6月14日の31日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	肯定的なご意見でした。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年7月18日
②方法	江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会にて第三者点検を実施。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める目的等に照らし妥当であり、特段の問題は認められないとして承認された。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム4-①③	①システムの名称 審査システム ③他のシステムとの接続 その他(媒体等での連携の為、他システムとの接続はしていない。)	①システムの名称 審査システム(eLTAX) ③他のシステムとの接続 その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)。税務システムとは電子媒体を介して連携しているため接続していない。)	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム4-②システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	地方税ポータルシステム(eLTAX)は、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月に運用を開始した。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、各地方公共団体の審査システムで受領する。 各地方公共団体では、審査サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を行っている。 審査システムの主な機能は下記のとおりである。  ～上記の記述の追加以外に変更なし～	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-①③	①システムの名称 国税連携システム ③他のシステムとの接続 その他(媒体等での連携の為、他システムとの接続はしていない。)	①システムの名称 国税連携システム(eLTAX) ③他のシステムとの接続 その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX)。税務システムとは電子媒体を介して連携しているため接続していない。)	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-②システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用を開始した。 国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ、国税当局に書面で申告された所得税申告書等データ、及び法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん等)データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、各地方公共団体の国税連携システムに送信される。 各地方公共団体では、受信サーバーの機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送信している。 国税連携システムの主な機能は下記のとおりである。  ～上記の記述の追加以外に変更なし～	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	I 5. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項 第3項 別表第一の16の項 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例 ・地方税法等	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条  (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条	事前	重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	I 7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	課税課長 天沼 浩、 納税課長 川勝 賢治	課税課長 大關 一彦、 納税課長 川勝 賢治	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区民課、各事務所、生活援護第一、二、三課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークを利用する機関、国税庁(税務署)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークを利用する機関、他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (公的年金等支払者、給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区民課、各事務所、生活援護第一・二・三課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークを利用する機関、国税庁(税務署)、日本年金機構(公的年金等支払者)) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構、給与支払者、公的年金等支払者)  ~その他の項目は左記と同じ~	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	<input type="checkbox"/> その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、インターネット回線、専用回線)  ~その他の項目は左記と同じ~	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務(毎年) ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間内に一定間隔時間毎にシステム連携 ・当初賦課対応時の住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書情報の取得に関する事務 1月~3月にかけて複数回 ・当初賦課対応時の医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月~5月にかけて複数回 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務(都度) ・税額更正に関する申告及び届出時に各種申告書情報の取得に関する事務 申告及び届出時、被扶養者等の調査を行う都度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務(毎年) ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間内に一定間隔時間毎にシステム連携 ・当初賦課対応時の住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書情報の取得に関する事務 1月~3月にかけて複数回 ・当初賦課対応時の医療保険関係情報、雇用保険関係情報、介護保険関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月~5月にかけて複数回 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務(都度) ・税額更正に関する申告及び届出時に各種申告書情報の取得に関する事務 申告及び届出時、被扶養者等の調査を行う都度  <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手】 ・審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。その提出時期については、地方税法等に規定されているところによる。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの入手】 ・公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。その提出時期については、地方税法等に規定されているところによる。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 【国税庁からの入手】 ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。法定調書情報は、2月及び5月に受領する。	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託の有無	4件	6件	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥乃至⑨	申告情報のパンチ入力事業 ⑥委託先名：株式会社 ムサン ⑦再委託の有無：再委託しない	申告情報のパンチ入力業務 ⑥委託先名：株式会社 プリマジェスト ⑦再委託の有無：再委託する ⑧再委託の許諾方法及び⑨再委託事項を評価書記載のとおりに新設	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-②⑨	システム保守事業 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者 ・その妥当性：システムの運用・保守、及び、法制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、税務システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。 ⑨再委託事項：事案に応じて、適宜調整。	税務システム運用保守業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様 ・その妥当性：税務システムの運用・保守・改修等の際に、当該システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。 ⑨再委託事項：委託内容の一部とし、協議により定める。	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑥	住民税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入業務 ⑥委託先名：東京ラインプリンタ印刷株式会社	住民税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入業務 ⑥委託先名：共同印刷株式会社	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-②⑨	中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者及び税額情報 ・その妥当性：番号法第19条7号 別表第二で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。 ⑨再委託事項：事案に応じて、適宜調整。	中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ・対象となる本人の範囲：特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様 ・その妥当性：番号法第19条7号 別表第二で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。 ⑨再委託事項：委託内容の一部とし、協議により定める。	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5		(評価書記載のとおりに新設)	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項6		(評価書記載のとおりに新設)	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ ＜審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・審査サーバ・国税連携データ受信サーバは、総務大臣が指定した一般社団法人地方税電子化協議会が認定した認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。	事前	重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査サーバ・国税連携データ受信サーバ内の不要なデータは、審査クライアント及び国税連携クライアントから操作手引書により本区の権限ある職員が定められた手順により消去する。</li> </ul>	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。</li> <li>・eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。</li> <li>・また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が江戸川区を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</li> </ul>	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</li> </ul>	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)-リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</li> </ul>	事前	重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）-リスク 3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク-入手の際の本人確認の措置の内容	・住民、企業、日本年金機構、国税庁等から入手する課税対象者情報は、申告書等に記載された個人番号に基づき、税務システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申告書を受け取るような場合には、個人番号カード（個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書（運転免許証、パスポート等）に基づき、本人確認を行う。 ・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。	・給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・その他の場合については、番号法第16条に基づき本人確認を行う。 ・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行う。  <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区は当該入手元が既に本人確認をした情報を入手することになる。	事前	重要な変更 に該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）-リスク 3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク-個人番号の真正性確認の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。	・給与支払者、公的年金等支払者、国税庁から入手する特定個人情報については、入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 ・その他の場合については、番号法第16条に基づき真正性の確認を行う。 ・統合DB等庁内システムから入手した情報については、入手元の各業務で真正性の確認を行う。  <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、真正性確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、江戸川区は当該入手元が既に真正性確認をした情報を入手することになる。	事前	重要な変更 に該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）-リスク 3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 ・また、住民への税額通知により、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行い誤りを確認し、修正を行っている。	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に、申告書等の様式の行政側使用欄にサインさせる。 ・職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・地方税法に基づいて江戸川区に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正をもとめるなどの対応を行っている。  <審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 【給与支払者、公的年金等支払者】 ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。  【国税庁】 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられるため、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。	事前	重要な変更 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）-リスク 4. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク-リスクに対する措置の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム（eLTAX）における措置&gt; 【給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。）】 ・申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。 ・また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p> <p>【公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等）】 ・公的年金等支払者から、一般社団法人地方税電子化協議会までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から審査システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 ・なお、地方税ポータルセンタ（eLTAX）が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。</p> <p>【国税庁】 ・国税庁から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）から国税連携システム（eLTAX）までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>	事前	重要な変更に該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-情報保護管理体制の確認	委託仕様書に「受託者は、契約書及び「個人情報保護に関する特約条項」に基づき、個人情報の管理と情報セキュリティについて、万全の対策措置を講ずること」と記載しており、その中でプライバシーマーク認定の取得、ISMS認証の取得、ISO9001の取得等を受託者の要件として明記している。	<p>&lt;江戸川区における措置&gt; ～左記と同じ～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム（eLTAX）における措置&gt; ・国税連携システム（eLTAX）の運営に関する業務は、一般社団法人地方税電子化協議会が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。 ・当該事業者は、ISMS認証（又はプライバシーマーク）を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成25年総務省告示第206号）の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。 ・また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 ・審査システム（eLTAX）の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。</p>	事前	重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の移転・提供（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携は、全てログとして記録を保持している。</li> <li>・国税連携システム、審査システムでの情報提供については、当該システムサーバーで操作ログ、アクセスログを取得している。</li> <li>・企業、他自治体等へのデータの送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携は、全てログとして記録を保持している。</li> <li>・企業、他自治体等へのデータの送付では、台帳に記載し、情報提供を実施している。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム(eLTAX)に記録される。</li> <li>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul>	事前	重要な変更 に該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の移転・提供（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転のルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。</li> <li>・国税連携システム、審査システムでの情報提供についても、予め定められた仕様に基づく連携であり、かつ、職員による操作時にも複数職員による確認(システムへ登録する職員と確認する職員は別)をしている。</li> <li>・企業、他自治体等へのデータの送付の際には、複数職員による確認をしている。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。</li> <li>・企業、他自治体等へのデータの送付の際には、複数職員による確認をしている。</li> <li>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</li> </ul> <p>【国税庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	事前	重要な変更 に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の移転・提供（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<p>・庁内連携との連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバ間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</p> <p>・国税連携システム、審査システムでの連携についても、予め定められた仕様に基づく、データ連携に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</p> <p>・企業へのデータの送付は、予め企業との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。</p> <p>・他自治体等へのデータ送付は、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づきデータ提供を行っている。</p> <p>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</p> <p>※提供・移転に関しての法令上の根拠は、「Ⅱ章5.特定個人情報の提供・移転」を参照</p>	<p>・庁内連携との連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバ間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。</p> <p>・企業へのデータの送付は、予め企業との間で定めた運用ルールに基づき、データ提供を行っている。</p> <p>・他自治体等へのデータ送付は、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」に基づきデータ提供を行っている。</p> <p>・紙での送付の場合は、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い、委託事業者へ提供し対策を実施している。</p> <p>※提供・移転に関しての法令上の根拠は、「Ⅱ章5.特定個人情報の提供・移転」を参照</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>【給与支払者】</p> <p>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】</p> <p>・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合、一般社団法人地方税電子化協議会がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。</p> <p>【国税庁】</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>	事前	重要な変更に該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の移転・提供（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	<p>・庁内連携については、予め定めた仕様に基づき、自動的にデータを抽出し、データを提供しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。</p> <p>・国税連携システム、審査システムでの連携については、送付先はそれぞれ国税庁、地電協に限定されることから、誤った情報を誤った相手に送付することはない。また、送付するデータも予め定められた仕様に基づくデータ連携であるため、誤った情報をやり取りすることはない。</p> <p>・企業、他自治体等へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供することはない。</p> <p>・紙での送付の場合は、委託事業者へ提供し、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い対策を実施している。</p>	<p>・庁内連携については、予め定めた仕様に基づき、自動的にデータを抽出し、データを提供しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。</p> <p>・企業、他自治体等へのデータの送付は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報・相手に提供することはない。</p> <p>・紙での送付の場合は、委託事業者へ提供し、「4. 特定個人情報ファイルの委託」の取扱に従い対策を実施している。</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; 【給与支払者】 ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。</p> <p>【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)】 ・審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。</p> <p>【国税庁】 ・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</p> <p>・江戸川区と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。江戸川区から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。</p>	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・サーバーは認定委託先事業者所有のデータセンター内に設置し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。</p> <p>・サーバー等全機器はラックに設置し常時施錠している。</p>	事前	重要な変更該当
平成28年3月25日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述の追加以外に変更なし～</p> <p>&lt;審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルの更新をしている。</p> <p>・不正アクセス防止策として、LGWAN回線を使用し、またファイアウォールを導入している。</p> <p>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	重要な変更該当

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	IV 1. 監査-①自己点検-具体的なチェック方法	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ ＜審査システム及び国税連携システム(eLTAX)の運用における措置＞ 国税連携システム(eLTAX)にあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事前	重要な変更当該
平成28年3月25日	IV 1. 監査-②監査-具体的なチェック方法	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ ＜審査システム及び国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 ・また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。	事前	重要な変更当該
平成28年3月25日	II(特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(25)件	[○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(33)件	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	II(特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先6・7・9・15・16	提供先6:都道府県 提供先7:都道府県 提供先9:都道府県知事又は市町村 提供先15:厚生労働大臣 提供先16:都道府県知事又は市町村長	提供先6:都道府県知事 提供先7:都道府県知事 提供先9:都道府県知事又は市町村長 提供先15:厚生労働大臣又は共済組合等 提供先16:公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II(特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-別紙1-提供先22・24・25・37・38	提供先22:市町村又は国民健康保険組合 提供先24:都道府県知事又は市区町村長 提供先25:都道府県知事 提供先37:市町村長 提供先38:後期高齢医療広域連合	提供先22:市町村長又は国民健康保険組合 提供先24:住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市区町村長 提供先25:都道府県知事等 提供先37:市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。) 提供先38:後期高齢者医療広域連合	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II(特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-別紙1-提供先58		(削除)	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II(特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-別紙1-提供先40		(評価書記載のとおりに新規挿入) (以降の提供先番号を58まで順次繰り下げる。)	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先41・43・47・54・55・56	提供先41(旧40):都道府県知事 提供先43(旧42):存続組合又は指定基金 提供先47(旧46):厚生労働大臣 提供先54(旧53):厚生労働大臣 提供先55(旧54):都道府県知事 提供先56(旧55):都道府県知事	提供先41(旧40):都道府県知事等 提供先43(旧42):平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 提供先47(旧46):農林漁業団体職員共済組合 提供先54(旧53):平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会 提供先55(旧54):市町村長 提供先56(旧55):厚生労働大臣	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先5・10・21・23・24・31・34-②提供先における用途	提供先5: 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付支払いに関する事務  提供先10: 予防接種法による給付の支援又は実費の徴収に関する事務  提供先21: 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行令による年金である給付の支援に関する事務  提供先23: 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他の徴収金の徴収に関する事務  提供先24: 住宅改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務  提供先31: 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務  提供先34: 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	提供先5: 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先10: 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先21: 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行令による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先23: 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先24: 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先31: 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの  提供先34: 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名:住民税 賦課情報ファイル)- 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)-提 供先43・48・49・51・ 52・54・55-②提供先 における用途	提供先43: 平成八年法律第八十二号による年金である長期 給付又は年金である給付の支援に関する事務  提供先48: 独立行政法人農業者年金基金法による農業者 年金事業の給付の支給若しくは保険料その他 徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第 一号の規定により独立行政法人農業者年金基 金が行うものとされた平成十三年法律第三十九 号による改正前の農業者年金法若しくは平成 二年法律第二十一号による改正前の農業者年 金基金による給付の支給に関する事務  提供先49: 独立行政法人日本学生機構法による学資の貸 与に関する事務  提供先51: 障害者のに事情生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による自立支援給付の支 給又は地域生活支援事業の実施に関する事務  提供先52: 高等学校等就学支援金の支給に関する法律に よる就学支援金の支援に関する事務  提供先54: 平成二十三年法律第五十六号による年金であ る給付である給付の支給に関する事務  提供先55: 子ども・子育て支援法による子どものための教 育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務	提供先43: 平成八年法律第八十二号による年金である長期給 付又は年金である給付の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの  提供先48: 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金 事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の 徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定によ り独立行政法人農業者年金基金が行うものとされ た平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者 年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による 改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関 する事務であつて主務省令で定めるもの  提供先49: 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸 与に関する事務であつて主務省令で定めるもの  提供先51: 障害者のに日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律による自立支援給付の支給又は地 域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務 省令で定めるもの  提供先52: 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による 就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令 で定めるもの  提供先54: 平成二十三年法律第五十六号による年金である給 付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるも の  提供先55: 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保 育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の 実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事前	※以外の項目であるた め、事後で足りるもの の、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名:住民税 賦課情報ファイル)- 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)-提 供先1:厚生労働大臣-②提供先におけ る用途、③提供する 情報、⑤提供する情 報の対象となる本人 の範囲、⑥提供方 法	②提供先における用途:健康保険法第五条第二 項の規定により厚生労働大臣が行うこととさ れた健康保険に関する事務 ③提供する情報:納税義務者の所得情報及び 控除額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:個人 住民税の納税義務者 ⑥提供方法: [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(統合DB)	②提供先における用途:健康保険法第五条第二項 の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康 保険に関する事務であつて行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定め る命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第 7号、以下「主務省令」という。)で定めるもの ③提供する情報:地方税法その他の地方税に関する 法律に基づく条例の規定により算定した個人住民税 額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)であつて主務省令 で定めるもの ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:「③提供 する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥提供方法: [○]情報提供ネットワークシステム [ ]その他(統合DB)	事前	※以外の項目であるた め、事後で足りるもの の、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先2～57-②提供先における用途、③提供する情報、⑤提供する情報の対象となる本人の範囲、⑥提供方法	②提供先における用途：（末尾の「に関する事務」） ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の納税義務者 ⑥提供方法： [○]情報提供ネットワークシステム [○]その他（統合DB）	（提供先2～57の下記項目を一律に修正する。） ②提供先における用途：（末尾が「に関する事務」である場合にそれに続けて「であって主務省令で定めるもの」を追加する。） ③提供する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥提供方法： [○]情報提供ネットワークシステム [ ]その他（統合DB）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先58（旧57）：国税庁長官	①法令上の根拠：地方税法第317条 ②提供先における用途：国税に関する事務 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の納税義務者、扶養是正等の対象者 ⑥提供方法： [○]情報提供ネットワークシステム [ ]紙 [○]その他（統合DB） ⑦時期・頻度：照会を受けたら都度、扶養是正情報等については年1回	①法令上の根拠：番号法第19条第8号、地方税法第317条 ②提供先における用途：所得税の更正決定、修正申告の勧奨等 ③提供する情報：地方税法第315条第1号但書又は同法第316条の規定によって、江戸川区が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：地方税法第315条第1号但書又は同法第316条の規定によって、江戸川区が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者等 ⑥提供方法： [ ]情報提供ネットワークシステム [○]紙 [○]その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線） ⑦時期・頻度：該当者が判明した場合に送付する。扶養是正情報等については年1回	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先59：市町村長	①法令上の根拠：地方税法第317条の2 地方税法第45条の2 ②提供先における用途：税額資料の回送及び調査 ③提供する情報：納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区以外の他の自治体に課税権がある対象者 ⑥提供方法： [○]専用線 [○]紙 [ ]その他（ ） ⑦時期・頻度：発生したら都度	①法令上の根拠：番号法第19条第8条、地方税法第294条第3項 ②提供先における用途：地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 ③提供する情報：江戸川区で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び所得税の申告書等の情報並びに地方税法第294条第3項の規定に基づく通知に係る情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：他の自治体に課税権がある者及び区外在住の課税対象者等 ⑥提供方法： [ ]専用線 [○]紙 [○]その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線） ⑦時期・頻度：随時	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名:住民税 賦課情報ファイル)- 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)-別 紙1-提供先60	提供先60:市町村長 ①法令上の根拠:番号法第19条第8号 ②提供先における用途:地方税法第294条第3 項の規定による通知 ③提供する情報:納税義務者の所得情報及び 控除額情報、税額情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲:個人 住民税の納税義務者 ⑤提供方法: [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙 [ ]その他( ) ⑦時期・頻度:発生したら都度	提供先60: ・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務 員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業 団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共 済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職 員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共 済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済 組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、 神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九 州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学 校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済 組合連合会 ①法令上の根拠:番号法第19条第1号、地方税法第 321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等 ②提供先における用途:年金所得に係る個人住民税 について、年金給付の支払をする際に特別徴収して 市区町村に納付する。 ③提供する情報:地方税法第321条の7の5第1項及 び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に 係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収 する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払 回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得 者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者 に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年 金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の 性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所 得者に係る特別徴収対象年金給付の額 ④提供する情報の対象となる本人の範囲:老齢等年 金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義 務者 ⑤提供方法: [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]紙 [○]その他(審査システム→LGWAN→地方税ポー タルセンター→電子記録媒体) ⑦時期・頻度: ・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)	事前	※以外の項目であるた め、事後で足りるもの の、任意に事前に提出
平成28年3月25日	II (特定個人情報 ファイル名:住民税 賦課情報ファイル)- 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託に 伴うものを除く。)-別 紙1-提供先61	提供先61:企業 ①法令上の根拠:地方税法第321条の4第2項 ②提供先における用途:税額の通知 ③提供する情報:納税義務者の所得情報及び 控除額情報、税額情報 ④提供する情報の対象となる本人の範囲:個人 住民税の納税義務者 ⑤提供方法: [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]紙 [ ]その他( ) ⑦時期・頻度:5月、5月以外は更正が発生した 都度	提供先61:給与支払者(行政機関・独立行政法人 等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業 者) ①法令上の根拠:番号法第19条第1号、地方税法第 321条の4 ②提供先における用途:給与所得に係る個人住民税 について、給与の支払をする際に特別徴収して市区 町村に納付する。 ③提供する情報:地方税法第321条の4第1項に基づ き、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等 ④提供する情報の対象となる本人の範囲:給与の支 払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法に よって徴収する者 ⑤提供方法: [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙 [○]その他(審査システム→LGWAN→地方税ポー タルセンターインターネット回線) ⑦時期・頻度:特別徴収税額通知 5月ほか随時	事前	※以外の項目であるた め、事後で足りるもの の、任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先		(移転先3乃至6を削除する。19を1に、1を3に、20を4に、24を6に、15を7に、7を8に、8を9に、9を14に、10を15に、21を16に、11を17に、16を18に、22を19に、12を20に、23を21に、17を22に、13を23に、14を24に、18を25に、25を26に移動する。5、10乃至13及び27乃至33を新設する。)	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先1(旧19)	移転先1:健康サービス課、保健予防課 ①法令上の根拠:児童福祉法第21条の5等 ②移転先における用途:児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑥移転方法: [○]庁内連携システム [ ]その他( ) ⑦時期・頻度:原則週次にて提供	移転先1:障害者福祉課 ①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の8の項 ②移転先における用途:児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法: [ ]庁内連携システム [○]その他(参照システム) ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先2:障害者福祉課	①法令上の根拠:児童福祉法57条の4 ②移転先における用途:児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度:原則週次にて提供	①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の11の項 ②移転先における用途: ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先3(旧1)	移転先1:保育課 ①法令上の根拠:児童福祉法第56条5(平成27年1月1日施行) ②移転先における用途:児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑥移転方法: [○]庁内連携システム [ ]その他( ) ⑦時期・頻度:原則週次にて提供	移転先1:保育課、児童女性課、健康サービス課、保健予防課 ①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の16の項 ②移転先における用途:児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法: [○]庁内連携システム [○]その他(参照システム) ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(庁内連携・参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先4(旧20):生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課	①法令上の根拠:生活援護法第29条 ②移転先における用途:生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務 ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑤移転方法: [ ]紙 [O]その他(参照システム) ⑦時期・頻度:原則週次にて提供	①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の26の項 ②移転先における用途:生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑤移転方法: [O]紙 [O]その他(参照システム) ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(参照システム(統合DB)へは原則週次で移転)、紙での移転は年1回	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先5(新設)		(評価書記載のとおり到新設)	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)- (別表2)移転先6(旧(別表2)24):医療保険課、区民課、各事務所の保険年金係	①法令上の根拠:国民健康保険法第113条の2 ②移転先における用途:国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度:月次にて提供	①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の42の項 ②移転先における用途:国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(オンライン照会)、バッチ処理のため月次で移転	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先7(旧15):区民課、地域振興課、各事務所	①法令上の根拠:国民年金法第108条 ②移転先における用途:国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度:原則週次にて提供	①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の48の項 ②移転先における用途:国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先8(旧7):児童女性課	①法令上の根拠:児童扶養手当法第30条 ②移転先における用途:児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務 ③移転する情報:住民税の課税対象者及び税額情報 ④移転する情報の対象となる本人の範囲:江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度:原則週次にて提供	①法令上の根拠:江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の57の項 ②移転先における用途:児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の範囲:「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度:必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)	事後	事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先9（旧8）：介護保険課	①法令上の根拠：老人福祉法第36条 ②移転先における用途：老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の61の項 ②移転先における用途：老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先10（新設）：介護保険課		（評価書記載のとおり到新設）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先11（新設）：児童女性課		（評価書記載のとおり到新設）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先12（新設）：児童女性課		（評価書記載のとおり到新設）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先13（新設）：児童女性課		（評価書記載のとおり到新設）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先14（旧9）：障害者福祉課	①法令上の根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の66の項 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先15（旧10）：障害者福祉課	①法令上の根拠：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の67の項 ②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先16（旧（別表2）21）：健康サービス課	①法令上の根拠：母子保健法第20条等 ②移転先における用途：母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の70の項 ②移転先における用途：母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先17（旧11）	移転先：児童女性課 ①法令上の根拠：児童手当法第28条 ②移転先における用途：児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑥移転方法： [○] 庁内連携システム [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	移転先：児童女性課、職員課 ①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の74の項 ②移転先における用途：児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： [○] 庁内連携システム [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）、電子記録媒体での移転は年1回（職員課）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先18（旧16）：医療保険課	①法令上の根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第138条 ②移転先における用途：高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の80の項 ②移転先における用途：高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先19（旧（別表2）22）：生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課	①法令上の根拠：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条、生活援護法第29条 ②移転先における用途：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑥移転方法： [ ] 紙 [○] その他（参照システム） ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の87の項 ②移転先における用途：中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： [○] 紙 [○] その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）とは原則週次で連携、紙での移転は年1回）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先20（旧12）：介護保険課	①法令上の根拠：介護保険法第203条 ②移転先における用途：介護保険法（平成九年法律第二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の94の項 ②移転先における用途：介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先21（旧（別表2）23）：保健予防課	①法令上の根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2等 ②移転先における用途：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の97の項 ②移転先における用途： ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先22（旧17）：地域振興課	①法令上の根拠：特定障害者に対する特別障害給付金に関する法律第29条 ②移転先における用途：特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の107の項 ②移転先における用途：特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先23（旧13）：障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課	①法令上の根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条 ②移転先における用途：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の108の項 ②移転先における用途：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先24（旧14）：保育課、子育て支援課	①法令上の根拠：子ども・子育て支援法第16条 ②移転先における用途：子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の116の項 ②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先25（旧18）：地域振興課	①法令上の根拠：年金生活者支援給付金の支給に関する法律第37条 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の117の項 ②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先26（旧（別表2）25）：健康サービス課	①法令上の根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律第2条等 ②移転先における用途：難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務 ③移転する情報：住民税の課税対象者及び税額情報 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：江戸川区で住民税を課税されている対象者 ⑦時期・頻度：原則週次にて提供	①法令上の根拠：江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の120の項 ②移転先における用途：難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報：地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先27（新設）：障害者福祉課		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先28（新設）：障害者福祉課		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先29（新設）：障害者福祉課		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先30（新設）：生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先31（新設）：児童女性課		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先32（新設）：児童女性課、各事務所		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-（別表2）移転先33（新設）：児童女性課		（評価書記載のとおり到新設）	事前	※以外の項目であるため、事後で足りるものの、任意に事前に提出
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1、2、4	委託事項1：申告情報のパンチ入力事業 委託事項2：システム保守事業 委託事項4：中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務	委託事項1：申告情報のパンチ入力業務 委託事項2：税務システム運用保守業務 委託事項4：中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る業務	事後	事前通知が義務付けられない
平成28年3月25日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑥	軽自動車税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入封緘事業 ⑥委託先名：株式会社 イムラ封筒 東京支社	軽自動車税納税通知書等印字プログラム・用紙作成及び封入封緘業務 ⑥委託先名：光ビジネスフォーム 株式会社	事後	事前通知が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	表紙 評価実施機関名	江戸川区長	東京都江戸川区長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容	(※「(別添1)業務の内容」を参照)	(※「(別添1)事務の内容」を参照)	事後	誤記の訂正であり、重要な変更にならない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3-②システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ 5. 統合宛名情報の管理 ・各業務システムから登録された宛名情報(住登外者を含む)の団体内統合宛名番号の採番及び管理並びに情報照会及び情報提供に用いる符号の取得状況を管理する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム4-②システムの機能	右記の記述の追加以外に変更がないため省略	～下記の記述の追加以外に変更なし～ 1. 審査業務機能 (8)共通納税機能 納付情報データの受信及び連携用の情報ファイルの作成、確認等を行う機能 2. 運用管理機能 (6)税務システムから審査システム(eLTAX)への連携機能 特別徴収税額通知データ等、特定個人情報ファイル(本人確認用)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム5-②システムの機能	(右記記述の追加及び下記記述の変更) 3. 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する機能及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する機能	～下記の記述の追加以外に変更なし～ (下記記述の追加) 同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送信及び受信している。 (下記記述の変更) 3. 団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税資料等を電子データとして送受信する機能及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する機能	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム6	2. 本人確認情報検索 ・代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	2. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム7-②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 ・※中間サーバーの「システム方式設計書_6.0.0_機能要件の整理 第1.1版」の記載に沿って、対応予定。	8. セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム9		(評価書記載のとおり新設)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	I 5. 個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月江戸川区条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号。以下「規則」という。)第3条及び別表2の1の項 ・地方税法等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月江戸川区条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号。以下「規則」という。)第3条及び別表2の1の項 ・地方税法等	事後	文言の修正であり、重要な変更にならない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 6. 情報提供ネットワークにおける情報提供-②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>・上記の項に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第20条(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>・上記の項に係る主務省令の条(第1条第2号口、第2条第7号、同条8号口、同条第10号口、同条第11号口、同条第12号から第16号まで、同条第17号口、第3条第8号、同条第9号口、同条第11号口、同条第12号口、同条第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、同条第5号から第8号までイ、同条第9号から第13号まで、第7条第1号イ、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号イ、同条第5号イ、第8条第1号ハ、同条第8条第2号ハ、第10条第1号口、同条第3号口、同条第4号口、同条第5号イ、第12条第3号イ、同条第4号口、同条第7号、第13条第1号イ、同条第2号ハ、第19条第1号イ、第20条第1号、同条第3号、同条第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号、同条第2号、同条第5号から第7号までイ、同条第9号から第13号まで、第22条の4第2号ハ、同条第2項第2号二、同条第3項第2号二、同条第4項第2号二、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、同条第3号口、同条第8号口、同条第9号口、同条第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、同条第2号、同条第3号口、同条第6号、同条第7号イ、同条第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、同条第3号イ、第28条第1号二、第31条第1号二、同条第3号、同条第5号二、第31条の2第3号、同条第4号口、同条第9号口、同条第10号口、同条第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第34条第1号から第3号まで、第35条第3号、第36条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第37条第1号イ、同条第3号、第38条第1号イ、同条第2号、同条第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、同条第3号イ、第43条第1号イ、同条第2号、同条第3号口、同条第5号口、同条第8号から第11号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第44条第1号イ、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号から第16号まで口、同条第18号口、同条第19号口、同条第22号口、同条第23号口、第49条第1号、同条第3号、第49条の2第1号、第50条第2号から第5号までイ、第51条第4号イ、同条第7号、同条第13号、第53条第1号ホ、同条第2号ホ、同条第3号二、同条第4号、同条第5号口、第54条第1号口、同条第3号口、同条第4号、第55条第1号口、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第9号から第11号までイ、第58条第1号イ、同条第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号口、第59条の3第1号ハ、同条第2号ハ)</p>	事後	主務省令の発出に伴う修正その他文言の修正であり、重要な変更にならない
令和1年6月14日	I 7. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	課税課長 大關 一彦、納税課長 川勝 賢治	課税課長、納税課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年10月1日	I (別添1)事務の内容-収納関連業務-事務フロー図及び(備考)	右記の記述の追記以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述及びその記述を示すフロー図の追加以外に変更なし～</p> <p>⑬指定金融機関からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。</p> <p>⑭収納代行業者からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。</p> <p>⑮地方税共通納税システムよりの収納データをLGWAN経由で取得する。</p>	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和1年6月14日	I (別添1)事務の内容-滞納整理関連及び電話催告業務-事務フロー図及び(備考)	右記の記述の追記以外に変更がないため省略	<p>～下記の記述及びその記述を示すフロー図の追加以外に変更なし～</p> <p>⑬滞納整理情報ファイルから抽出した滞納者電話番号リストを、納付案内事務の受託者がLGWAN-ASP SMS送信システムに入力し、滞納者にSMS通知を送る。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-3. 特定個人情報の入手・使用-③入手の時期・頻度	右記の記述を末尾に追加	【他自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手】 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄付金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1	申告情報のパンチ入力業務 ①委託内容：申告情報のパンチ入力 ⑥委託先名：株式会社プリマジェスト ⑦再委託の有無：再委託する	給与支払報告書等処理業務 ①委託内容：給与支払報告書の点検・補筆・結束等、スキニング（画像登録）及びデータパンチ ⑥委託先名：株式会社 ムサシ ⑦再委託の有無：再委託しない	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2	⑥委託先名：株式会社日立製作所	⑥委託先名：株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4	⑥委託先名：中間サーバーの運用開始前までに委託先を決定予定。	⑥委託先名：株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5	⑥委託先名：TIS株式会社	⑥委託先名：株式会社NTTデータ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供・移転の有無	[○]提供を行っている（61）件 [○]移転を行っている（33）件	[○]提供を行っている（65）件 [○]移転を行っている（25）件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先②提供先における用途	②提供先における用途： 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省	②提供先における用途： 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先11（新設）		（評価書記載のとおり新規挿入） （以降の提供先番号を順次線下げる。）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先21（新設）		（評価書記載のとおり新規挿入） （以降の提供先番号を順次線下げる。）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先26（新設）		（評価書記載のとおり新規挿入） （以降の提供先番号を順次線下げる。）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先39（旧36）	②提供先における用途： 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途： 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先52（旧49）	②提供先における用途： 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途： 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先61（旧58）	①法令上の根拠： 番号法第19条第8号、地方税法第317条 ⑥移転方法： [○]紙 [○]その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線） ⑦時期・頻度： 該当者が判明した場合に送付する。扶養は正情報等については年1回	①法令上の根拠： 番号法第19条第9号、地方税法第317条 ⑥移転方法： [○]紙 [○]その他（LGWAN、専用回線） ⑦時期・頻度： 該当者が判明した場合に随時。扶養は正情報等については年1回	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先62（旧59）	提供先：市町村長 ①法令上の根拠： 番号法第19条第8号、地方税法第294条第3項 ③提供する情報： 江戸川区で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び所得税の申告書等の情報並びに地方税法第294条第3項の規定に基づく通知に係る情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲： 他の自治体に課税権がある者及び区外在住の課税対象者等 ⑥移転方法： [○]紙 [○]その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線） ⑦時期・頻度： 随時	提供先：他自治体の長（都道府県及び市区町村） ①法令上の根拠： 番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項 ③提供する情報： 江戸川区で課税しない者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び所得税の申告書等の情報、地方税法第294条第3項の規定に基づく住登外課税通知に係る情報、寄付金税額控除に係る申告特例通知に係る情報 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲： 他の自治体に課税権がある者、区外在住の課税対象者及び申告特例を選択した寄付者等 ⑥移転方法： [○]紙 [○]その他（LGWAN） ⑦時期・頻度： 随時。寄付金税額控除に係る申告特例通知については1月	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先63（旧60）	⑥移転方法： [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線）	⑥移転方法： [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]その他（LGWAN）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先64（旧61）	⑥移転方法： [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]紙 [○]その他（国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター専用回線）	⑥移転方法： [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○]紙 [○]その他（LGWAN、インターネット回線）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙1-提供先65（新設）		（評価書記載のとおりに新規挿入）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先1：障害者福祉課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の8の項 ②移転先における用途： 児童福祉法による里親若しくは養子縁組里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の8の項 ②移転先における用途： 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先2:障害者福祉課	<p>移転先2:障害者福祉課</p> <p>①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の11の項</p> <p>②移転先における用途: 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報: 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者</p> <p>⑥移転方法: [○]庁内連携システム [ ]その他( )</p> <p>⑦時期・頻度: 必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)</p>	<p>移転先2:障害者福祉課、保健予防課</p> <p>①法令上の根拠: 条例第4条第3項 番号法別表第二の11の項 番号法別表第二の20の項 番号法別表第二の53の項 番号法別表第二の66の項 番号法別表第二の67の項</p> <p>②移転先における用途: 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報: 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満</p> <p>⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者</p> <p>⑥移転方法: [○]庁内連携システム [○]その他(参照システム)</p> <p>⑦時期・頻度: 必要に応じて随時(庁内連携システム(統合DB)へは原則週次で移転)</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3:健康サービス課	<p>移転先3:保育課、児童女性課、健康サービス課、保健予防課</p> <p>①法令上の根拠: 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の16の項</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数: 10万人以上100万人未満</p>	<p>移転先3:健康サービス課</p> <p>①法令上の根拠: 条例第4条第3項、番号法別表第二の16の項</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数: 1万人未満</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	II (特定個人情報ファイル名:住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先4(新設):健康サービス課		(評価書記載のとおりに新規挿入) (以降の移転先番号を順次繰下げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先5（旧4）：生活保護第一課、生活保護第二課、生活保護第三課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の26の項 ②移転先における用途： 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： [ ]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [O]紙 [O]その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）、紙での移転は年1回	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の26の項 番号法別表第二の87の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、規則第3条 別表第二の16の項 ②移転先における用途： 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者 ⑥移転方法： [O]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ]紙 [O]その他（参照システム） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）、電子記録媒体での移転は年1回	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先6（旧5）：住宅課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の31の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の31の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先7（旧6）：医療保険課、区民課、各事務所	①法令上の根拠： 利用条例第4条第3項、番号法別表第二の42の項 ②移転先における用途： 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： [ ]庁内連携システム [O]その他（税務システム） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（オンライン照会）、バッチ処理のため月次で移転	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の42の項 条例第4条第2項 別表第二の29の項、規則第3条 別表第二の29の項 ②移転先における用途： 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令又は規則で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者 ⑥移転方法： [O]庁内連携システム [O]その他（税務システム） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（オンライン照会）、バッチ処理のため年次及び月次で移転	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先8（旧7）：区民課、地域振興課、各事務所	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の48の項	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の48の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先9（旧8）：児童女性課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の57の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の57の項 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先10（旧9）：介護保険課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の61の項 ②移転先における用途： 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の61の項 番号法別表第二の62の項 ②移転先における用途： 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先旧10：介護保険課		(削除) (以降の移転先番号を順次線上げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先11：児童女性課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の63の項 ②移転先における用途： 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の63の項 番号法別表第二の64の項 番号法別表第二の65の項 ②移転先における用途： 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先12、13及び14		(削除) (以降の移転先番号を順次線上げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先12（旧16）：健康サービス課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の70の項 ④移転する情報の対象となる本人の数： 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の70の項 ④移転する情報の対象となる本人の数： 1万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先13（旧17）：児童女性課、職員課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の74の項 ⑥移転方法： [○]庁内連携システム [○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）、電子記録媒体での移転は年1回（職員課）	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の74の項 ⑥移転方法： [○]庁内連携システム [○]その他（参照システム、業務用ファイルサーバー） ⑦時期・頻度：必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）、業務用ファイルサーバー経由での移転は年1回（職員課）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙2-移転先14（旧18）：医療保険課、区民課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の80の項	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の80の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先旧19：生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課		(削除) (以降の移転先番号を順次線上げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙2-移転先15（旧20）：介護保険課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の94の項	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の94の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先16（旧21）：健康サービス課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の97の項 ②移転先における用途： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令又は規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数： 10万人以上100万人未満 ②移転先における用途： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の97の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第二の32の項 ②移転先における用途： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百十二号）による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ④移転する情報の対象となる本人の数： 1万人未満 ②移転先における用途： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令又は規則で定めるもの ③移転する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先17（旧22）：地域振興課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の107の項 ②移転先における用途： 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 10万人以上100万人未満 ⑥移転方法： 〔 〕庁内連携システム 〔 〕その他（ ） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（庁内連携システム（統合DB）へは原則週次で移転）	①法令上の根拠： 条例第4条第3項 番号法別表第二の107の項 番号法別表第二の117の項 ②移転先における用途： 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 1万人以上10万人未満 ⑥移転方法： 〔 〕庁内連携システム 〔 〕その他（ ） ⑦時期・頻度： 必要に応じて随時（参照システム（統合DB）へは原則週次で移転）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先18（旧23）：障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の108の項 ②移転先における用途： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③移転する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者 ⑥移転方法： 〔 〕庁内連携システム 〔 〕その他（参照システム）	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の108の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第二の33の項 ②移転先における用途： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者 ⑥移転方法： 〔 〕庁内連携システム 〔 〕その他（参照システム）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙2-移転先19（旧24）：子育て支援課、保育課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の116の項 ②移転先における用途： 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令で規定する者	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の116の項 条例第4条第2項 別表第二の19の項、規則第3条 別表第二の19の項 ②移転先における用途： 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱（昭和54年4月1日適用）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの ③提供する情報： 地方税関係情報であって主務省令又は規則で定めるもの ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 「③提供する情報」に係る者として主務省令又は規則で規定する者	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先旧25：地域振興課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙2-移転先20（旧26）：健康予防課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第3項、番号法別表第二の120の項 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 10万人以上100万人未満	①法令上の根拠： 条例第4条第3項、番号法別表第二の120の項 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲： 1万人未満	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙2-移転先21（旧27）：障害者福祉課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第二の9の項 ②移転先における用途： 東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年10月30日規則第58号、以下「規則」という。）で定めるもの ⑥移転方法： [○]庁内連携システム [ ]その他( )	①法令上の根拠： 条例第4条第2項 別表第二の11の項、規則第3条 別表第二の11の項 条例第4条第2項 別表第二の12の項、規則第3条 別表第二の12の項 条例第4条第2項 別表第二の13の項、規則第3条 別表第二の13の項 ②移転先における用途： 東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年6月条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区心身障害者福祉手当条例（昭和48年10月条例第25号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区難病患者福祉手当条例（昭和49年6月条例第38号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの ⑥移転方法： [○]庁内連携システム [○]その他（参照システム）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-別紙2-移転先旧28、29：障害者福祉課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先旧30：生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課		(削除) (以降の移転先番号を順次繰上げる。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先22（旧31）：児童女性課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第二の19の項 ②移転先における用途： 江戸川区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	①法令上の根拠： 条例第4条第2項 別表第二の21の項、規則第3条 別表第2の21の項 条例第4条第2項 別表第二の24の項、規則第3条 別表第2の24の項 ②移転先における用途： 江戸川区児童育成手当条例（昭和46年10月条例第24号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年12月条例第56号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先23（旧32）：児童女性課	①法令上の根拠： 江戸川区個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第二の20の項 ②移転先における用途： 江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例による乳児養育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	①法令上の根拠： 条例第4条第2項 別表第二の22の項、規則第3条 別表第2の22の項 ②移転先における用途： 江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（昭和44年3月条例第11号）による乳児養育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先旧33：児童女性課		(削除)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先24（新設）：児童女性課		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-移転先25（新設）：健康サービス課		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託の有無	委託する(4)件	委託する(3)件	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報の委託-委託事項1		(削除) (以降の番号を順次繰上げる。)	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報の委託-委託事項1（旧2）	⑥委託先名：株式会社日立製作所	⑥委託先名：株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供・移転の有無	[○]提供を行っている(1)件	[ ]提供を行っている( )件 [○]行っていない	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）-提供先1		（削除）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：収納管理情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1	⑥委託先名：株式会社日立製作所	⑥委託先名：株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：4滞納整理情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-委託事項1	⑥委託先名：キャリアリンク 株式会社	⑥委託先名：株式会社アイティフォー	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：滞納整理情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2	⑥委託先名：株式会社日立製作所	⑥委託先名：株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅱ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-委託事項1	⑥委託先名：株式会社 ヒューマンプラス	⑥委託先名：株式会社アイティフォー	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・他自治体から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。	事後	既に実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）-リスク2-リスクに対する措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・特定個人情報の入手元である他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。	事後	既に実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）-リスク3-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・正確性の確保については、特定個人情報の入手元である他自治体に委ねられる。	事後	既に実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）-リスク4-リスクに対する措置の内容	右記の記述を追加	【他自治体】 ・他自治体から江戸川区までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	事後	既に実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委任元と委任先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、1年保管している。	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。	事後	特定個人情報の提供ルールに影響を及ぼさない記載に係る修正であるため重要な変更にあたらない
令和1年7月1日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保	具体的な方法： ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法： ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1-具体的方法	右記の記述を追加	【地方税共同機構】 ・審査システム（eLTAX）を利用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。	事後	既の実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク1-ルール内容及びルール遵守の確認方法	右記の記述を追加	【他自治体】 ・国税連携システム（eLTAX）を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ情報処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	既の実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク2-リスクに対する措置の内容	右記の記述を追加	<p>【地方税共同機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルシステム（eLTAX）への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化しているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。</li> </ul> <p>【他自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システム（eLTAX）において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化しているため情報漏洩や紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>国税連携システム（eLTAX）では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	事後	既に実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-5. 特定個人情報の提供・移転（情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）-リスク3-リスクに対する措置の内容	右記の記述を追加	<p>【地方税共同機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査システム（eLTAX）において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。また、提供先として地方税ポータルセンタ（eLTAX）以外を設定することはできない仕様になっている。</li> <li>江戸川区から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</li> </ul> <p>【他自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税連携システム（eLTAX）で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</li> <li>送信先地方団体と送信元地方公共団体の間の情報連携については、提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。送信元及び送信先地方団体から地方税ポータルセンタ（eLTAX）までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。</li> </ul>	事後	既に実施されている他機関での措置の内容に係る追記であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の改正に伴う修正であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。</li> </ul>	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：住民税賦課情報ファイル）-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	<p>発生あり</p> <p>その内容：  (1)  平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。  (2)  本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のパンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。（平成30年12月26日発覚）なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。</p> <p>再発防止策の内容：  (1)  メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。  (2)  ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。  ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。  ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。  ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。  ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報の取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委任元と委任先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、1年保管している。	・庁内、データセンタから委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保存期間等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて、電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースへの電子媒体の格納等を実施することとしている。なお、提供等の記録については、区の個人情報保護条例に基づいて「外部提供記録票」を作成しており、総務課に提出し30年保管している。	事後	特定個人情報の提供ルールに影響を及ぼさない記載に係る修正であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>具体的な方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</li> </ul>	<p>具体的な方法：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。</li> <li>・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。</li> <li>・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。</li> <li>・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令の改正に伴う修正であるため重要な変更にならない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：軽自動車税賦課情報ファイル）-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。</li> </ul>	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にならない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:軽自動車税賦課情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容: (1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。  (2)本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。  再発防止策の内容: (1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:収納管理情報ファイル)-3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年7月1日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:収納管理情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-再委託先による特定個人情報保護ファイルの適切な取扱いの確保	具体的な方法: ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法: ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:収納管理情報ファイル)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:収納管理情報ファイル)- 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり  その内容: (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。  再発防止策の内容: (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:滞納整理情報ファイル)- 3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない
令和1年7月1日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:滞納整理情報ファイル)- 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-再委託先による特定個人情報保護ファイルの適切な取扱いの確保	具体的な方法: ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	具体的な方法: ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。	事前	重要な変更
令和1年6月14日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:滞納整理情報ファイル)- 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1- ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：滞納整理情報ファイル）- 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	<p>発生あり</p> <p>その内容：  (1)  平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。  (2)  本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務（384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件）のパンチ入力業務）を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。（平成30年12月26日発覚）なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。</p> <p>再発防止策の内容：  (1)  メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。  (2)  ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。  ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。  ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。  ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。  ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）- 3. 特定個人情報の使用-リスク3-リスクに対する措置の内容	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年7月1日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）- 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託-再委託先による特定個人情報保護ファイルの適切な取扱いの確保	<p>具体的な方法：  ・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。  ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。</p>	<p>具体的な方法：  ・再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。  ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が追うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受任を明記するものとする。  ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。  ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正におこなわれているかどうかを本区自らが確認する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）- 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	明らかにリスクを軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
令和1年6月14日	Ⅲ（特定個人情報ファイル名：電話催告情報ファイル）- 7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり その内容： (1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。 再発防止策の内容： (1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	V-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	URL: <a href="http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shinsisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shinsisho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>	URL: <a href="https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html">https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kuseijoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html</a>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和1年6月14日	V-2. 特定個人情報のファイルの取扱いに関する問合せ-②対応方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	I-1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容	(2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ委託事業者に提供し、データ化を行う。データ化したファイルを税務システムに一括登録を実施する(一括処理)。 なお、随時に対応すべき場合は、職員が還付金請求書の情報を税務システムに登録する(一件処理)。	(2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書をパンチ委託事業者に提供し、データ化を行う。データ化したファイルを税務システムに一括登録を実施する(一括処理)。 随時に対応すべき場合は、職員が還付金請求書の情報を税務システムに登録する。また、住民より公的給付支給等口座登録簿関係資料に登録された口座(以下「公金受取口座」という)での還付金受け取りの意思表示がある場合は、情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を取得し、税務システムに登録する。(一件処理)	事前	重要な変更に対応
令和5年5月1日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム-システム③②システムの機能-4照会情報	・税務システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会をおこない、中間サーバーから提供された特定個人情報を税務システムへ提供する。	・税務システムから連携された照会情報に基づき、中間サーバーに対し他情報保有機関への照会をおこない、中間サーバーから提供された特定個人情報を税務システムへ提供する。また、住民より公金受取口座での還付金受け取りの意思表示がある場合は、職員が情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を照会・取得し、税務システムに登録する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	I-2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム-システム7②システムの機能	2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。	2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ※情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能を含む	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性	3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収および滞納処分に当たって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要がある。	3. 収納管理情報ファイル 地方税の徴収、還付および滞納処分に当たって、各個人の収納状況および公金受取口座の登録情報を正確に把握しておく必要がある。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	I-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年10月規則第58号。以下「規則」という。)第3条及び別表2の1の項 ・地方税法等	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・地方税法等	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に対応しない。
令和5年4月20日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第20条 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更に対応しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る主務省令の条(第1条第2号口、第2条第7号、同条8号口、同条第10号口、同条第11号口、同条第12号から第16号まで、同条第17号口、第3条第8号、同条第9号口、同条第11号口、同条第12号口、同条第13号から第17号まで、第4条第2号口、第6条第4号、同条第5号から第8号までイ、同条第9号から第13号まで、第7条第1号イ、同条第2号口、(下欄に続く)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	記載要領の変更に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和5年4月20日		(上欄より続く) 同条第3号口、同条第4号イ、同条第5号イ、第8条第1号ハ、同条第8条第2号ハ、第10条第1号口、同条第3号口、同条第4号口、同条第5号イ、第12条第3号イ、同条第4号口、同条第7号、第13条第1号イ、同条第2号ハ、第19条第1号カ、第20条第1号、同条第3号、同条第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号、同条第2号、同条第5号から第7号までイ、同条第9号から第13号まで、第22条の4第2号ハ、同条第2項第2号ニ、同条第3項第2号ニ、同条第4項第2号ニ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第2号、同条第3号口、同条第8号口、同条第9号口、同条第11号から第15号まで、第24条の3第1号、第25条第1号、同条第2号、同条第3号口、同条第6号、同条第7号イ、同条第11号から第16号まで、第26条の3第1号イ、同条第3号イ、第28条第1号ニ、第31条第1号ニ、同条第3号、同条第5号ニ、第31条の2第3号、同条第4号口、同条第9号口、同条第10号口、(下欄に続く)			
令和5年4月20日		(上欄より続く) 同条第12号から第16号まで、第31条の3第1号、第34条第1号から第3号まで、第35条第3号、第36条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第37条第1号イ、同条第3号、第38条第1号イ、同条第2号、同条第3号、第39条第3号、第40条第1号イ、同条第3号イ、第43条第1号イ、同条第2号、同条第3号口、同条第5号口、同条第8号から第11号まで、第43条の3第1号、第43条の4第1号ハ、第44条第1号カ、第44条の2第1号、第45条第1号、第47条第2号から第16号まで口、同条第18号口、同条第19号口、同条第22号口、同条第23号口、第49条第1号、同条第3号、第49条の2第1号、第50条第2号から第5号までイ、第51条第4号イ、同条第7号、同条第13号、第53条第1号ホ、同条第2号ホ、同条第3号ニ、同条第4号、同条第5号口、第54条第1号口、同条第3号口、同条第4号、第55条第1号口、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第9号から第11号までイ、第58条第1号イ、同条第2号イ、第59条第1号、第59条の2第1号口、第59条の3第1号ハ、同条第2号ハ)			
令和5年5月1日	I-(別添1)事務の内容-3.収納関連業務	図	図 (記載を変更)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	I-(別添1)事務の内容-3.収納関連業務	(備考) ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。 ②住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。 ③指定金融機関からの納付済通知書情報を取得する。 ④取得した情報をデータパンチ業者に提供する。 ⑤税務システムに登録する。 ⑥過納がある場合には、還付・充当に係る通知書を出力する。 ⑦通知書を住民に送付する。 ⑧住民から還付金請求書を取得する。 ⑨請求書をデータパンチ業者に提供する。 ⑩4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。 ⑪督促状のデータを出力し、封入封緘事業者へ提供する。 ⑫封入封緘事業者は、督促状を作成し、住民に送付する。 ⑬指定金融機関からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。 ⑭収納代行業者からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。 ⑮地方税共通納税システムよりの収納データをLGWAN経由で取得する。	(備考) ①各種住民情報を統合DB経由で取得する。 ②住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。 ③指定金融機関からの納付済通知書情報を取得する。 ④取得した情報をデータパンチ業者に提供する。 ⑤税務システムに登録する。 ⑥過納がある場合には、還付・充当に係る通知書を出力する。 ⑦通知書を住民に送付する。 ⑧住民から還付金請求書を取得する。 ⑨請求書をデータパンチ業者に提供する。 ⑩4情報、個人番号で名寄せをし、更新を行う。 ⑪督促状のデータを出力し、封入封緘事業者へ提供する。 ⑫封入封緘事業者は、督促状を作成し、住民に送付する。 ⑬指定金融機関からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。 ⑭収納代行業者からの収納情報(データ)をLGWAN経由で取得する。 ⑮地方税共通納税システムよりの収納データをLGWAN経由で取得する。 ⑯情報提供ネットワークシステムを介して、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 ⑰公金受取口座情報を入力する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	II(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5 ⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	II(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	番号法第19条7号別表第二で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	番号法第19条8号別表第二で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	II(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-5.特定個人情報の提供・移転-提供先1~60-①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	II(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-5.特定個人情報の提供・移転-提供先61~62-①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	II(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-6.特定個人情報の保管・消去③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項③②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	番号法第19条7号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	番号法第19条8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-6.特定個人情報の保管・消去③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-2.基本情報④記録される項目-主な記録項目	[○]その他(内部機関情報(担当者名))	[○]その他(内部機関情報、口座登録・連携ファイル関連情報)	事前	重要な変更に対応
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-2..基本情報④記録される項目-その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先:①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報:算出された住民税額を把握するために保有 ・その他(内部機関情報):収納管理情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先:①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報:算出された住民税額を把握するために保有 ・その他(内部機関情報):収納管理情報ファイルへの処理結果を必要に応じて確認するために保有 ・その他(口座登録・連携ファイル関係情報):公金受取口座での還付金受取を意思表示した住民への還付事務のために保有	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の入手・使用①入手元	[ ]行政機関・独立行政法人等( )	[○]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事前	重要な変更に対応
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の入手・使用②入手方法	[ ]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の入手・使用③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携 ○個別に対応する事務(都度) ・公金受取口座による還付金の受取を意思表示した住民に係る口座登録・連携ファイル関連情報の取得事務(還付金発生の都度照会)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。 ・口座登録・連携ファイル関連情報については、還付請求書等により確認した本人意思に基づいて取得する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の入手・使用⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。 ・口座登録・連携ファイル関連情報については、還付金請求書等に、同情報を還付金事務で使用するご意思確認欄を設ける。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3-⑥使用目的	住民税・軽自動車税の適性な収納管理	住民税・軽自動車税の適性な収納管理および公金受取口座への還付事務	事前	重要な変更に対応
令和5年5月1日	Ⅱ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3-⑧使用方法	I 収納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う II 名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。	I 収納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う II 名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。 III 公金受取口座への還付事務 公金受取口座での還付金受取の意思表示した住民に対する還付事務を行う。	事前	重要な変更に対応
令和5年5月1日	Ⅱ-(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	○収納管理情報ファイル(全記録項目:179項目)	○収納管理情報ファイル(全記録項目:180項目)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【還付充当情報】(記録項目37項目) 会計年度、還付充当番号、(還付情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、過誤納理由、起算日、還付決定日、還付充当処理日、還付区分、還付先宛番号、還付額合計、本税還付額、退職金還付額、延滞金還付額、還付加算金、充当適状日、還付口座情報、受付日、受領日、支払方法、支払確定日、支払済日、加算金不要フラグ、(充当情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、充当先カナ氏名、本税未納額、延滞金未納額、合計額、本税充当額、延滞金充当額	【還付充当情報】(記録項目38項目) 会計年度、還付充当番号、(還付情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、過誤納理由、起算日、還付決定日、還付充当処理日、還付区分、還付先宛番号、還付額合計、本税還付額、退職金還付額、延滞金還付額、還付加算金、充当適状日、還付口座情報、受付日、受領日、支払方法、支払確定日、支払済日、加算金不要フラグ、(充当情報)税目、年度、相当年度、徴収番号、期別、充当先カナ氏名、本税未納額、延滞金未納額、合計額、本税充当額、延滞金充当額、公金受取口座利用意思の有無	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3:入手した特定個人情報が不正であるリスク-リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-7.特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-7特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚)なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:1.住民税賦課情報ファイル)-7特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑩過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-6.情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク-リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-7.特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p>	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-7.特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	<p>(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。</p> <p>(2)本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のパンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。</p>	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)-7特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年5月1日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-ユーザ認証の管理	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。	・庁内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・税務システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。 ・情報提供ネットワークシステムの操作において、ICカードのユーザIDによりシステムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、納税課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 ・情報提供ネットワークシステムにより口座登録・連携ファイル関連情報を照会する職員は、納税課長の申請により、団体内統合宛名システム統括管理者が利用権限の付与および削除等設定を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和5年5月1日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-3.特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。 ・情報提供ネットワークシステムにより口座登録・連携ファイル関連情報を照会する職員に変更が生じた場合は、納税課長の申請により、団体内統合宛名システム統括管理者が利用権限の付与および削除を行う。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のハンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:3.収納管理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認書を提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:4.滞納整理情報ファイル)-3. 特定個人情報の使用-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:4.滞納整理情報ファイル)-3 特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名4.滞納整理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のハンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:4.滞納整理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:5.電話催告情報ファイル)-3-リスク2-アクセス権限の発行・失効の管理-具体的な管理方法	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて庁内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、庁内ネットワークへのログイン権限を設定している。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:4.滞納整理情報ファイル)-3-リスク2-アクセス権限の管理-具体的な管理方法	・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名4.滞納整理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	(1)平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2)本区が契約した平成29年度住民税当初賦課に係る「給与支払報告書等処理委託」において、本区の許諾を得ない再々委託による業務履行があった。平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日において、給与支払報告書の処理業務(384,465件(うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件)のハンチ入力業務)を、再委託先が本区に無断で再々委託をしていた。(平成30年12月26日発覚) なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅲ(特定個人情報ファイル名:4.滞納整理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・管理-リスク1:特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	(1)メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) ・給与支払報告書等処理委託においては再委託を行わない。 ・その他の契約においても再委託は原則禁止とし、再委託が必要な場合は、委託先が本区に対して事前に再委託の承認願いを書面で提出し、本区においてその必要性及び安全性を十分に確認した上で承認を行う。 ・再委託を行う場合には、委託先と再委託先との契約において、委託先が負うのと同様の機密保持遵守、再委託禁止、区職員による立入調査受忍を明記するものとする。 ・再委託先の特定個人情報に係る管理状況について、委託先から定期的に報告を受け、再委託先に改善の必要がある場合には、委託先の責任において改善を行うよう指導し、改善結果の報告を委託先から受ける。 ・委託先及び再委託先に対して定期的かつ随時(抜き打ち)の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを本区自らが確認する。	これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積み込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年4月20日	Ⅳその他のリスク対策-1.監査-②監査-具体的な内容	<税務システムの運用における措置> 1.以下の観点により自己監査を年に1回実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2.監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について> 1.監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下の観点により定期的に内部監査を行う。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 2.監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月20日	IVその他のリスク対策-2.従業員に対する教育・啓発—具体的な方法	<p>&lt; 税務システムの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等(派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt; 税務システムの運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)の採用・転入時に、業務で取り扱う個人情報とその保護に関する研修を行う。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の内容	○減免、免除 軽自動車税減免(課税免除)申請書、を受け付け、該当者には軽自動車税減免(課税免除)可否決定 通知書を送付する。 ※カッコ内は免除の場合。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務』を参照	○減免、免除 軽自動車税減免(課税免除)申請書を受け付け、該当者には軽自動車税減免(課税免除)可否決定 通知書を送付する。 ※カッコ内は免除の場合。 ※申請の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により受理する場合を含む。 ※申請に関する通知の送付については、郵送のほかマイナポータルのお知らせ機能を利用する場合を含む。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務』を参照	事前	重要な変更
令和6年8月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務 ○情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に別表第二に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバーに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務 ○情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバーに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。	事後	法改正に伴う法令の題名等の形式的な変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムで登録し管理する。 ・差押、参加差押、交付要求、 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押・参加差押・交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・公売、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意思がない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。。 ・執行停止 地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。 ・不納欠損 地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。	○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムで登録し管理する。 ・差押、参加差押、交付要求 地方税法、国税徴収法に基づき、財産がある場合、差押・参加差押・交付要求を行う。差押・参加差押・交付要求の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・公売、配当、充当 地方税法、国税徴収法に基づき、納付意思がない場合、公売、配当、充当を行う。公売、配当、充当の情報は税務システムで登録し管理する。処分結果は滞納者及び関係者へ通知する。 ・執行停止 地方税法に基づき、各種調査の結果、財産がないことが判明した場合、執行停止処理を行う。 ・不納欠損 地方税法に基づき、時効及び執行停止により徴収権が消滅した場合、不納欠損処理を行う。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	(追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	(追加)	・【住民向け機能】自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	(追加)	[○]その他(申請管理システム)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

令和6年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム11 ①システムの名称	(追加)	申請管理システム	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム11 ②システムの機能	(追加)	1. 申請者特定機能 住基システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を行う。 2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。 3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム11 ③他システムとの接続	(追加)	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [ ]税務システム [O]その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年8月9日	I 基本情報 5. 個人番号の利用		・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表2の1の項 ・地方税法等	事後	法改正に伴う法令の題名等の形式的な変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項  (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項  (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項	事後	法改正に伴う法令の題名等の形式的な変更であり、重要な変更にあたらない
令和6年9月15日	(別添1)事務内容(2) 軽自動車税賦課関連業務)	(追加)	図の修正	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	(別添1)事務内容(2) 軽自動車税賦課関連業務)		⑭住民等から減免・免除申請書を受け付ける。 (電子申請含む)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年9月15日	(別添1)事務内容(2) 軽自動車税賦課関連業務)		⑰住民等に減免、免除決定通知を送付する。 (関連する通知をマイナポータルのお知らせ機能でお知らせを通知する場合を含む。)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。  ・住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤ 本人への明示</p>	<p>・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月条例第1号)第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。</p>	<p>・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託事項4)</p> <p>② 取扱いを委託する特定個人情報ファイル</p>	<p>番号法第19条8号別表第二で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。</p>	<p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される特定個人情報を中間サーバーに登録等する際に、税務システムで扱っている全ての情報を取扱う必要があるため、特定個人情報ファイル全体の取扱いを委託対象とする必要がある。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転</p> <p>提供・移転の有無</p>	<p>[○]提供を行っている(65件)</p> <p>[○]移転を行っている(25件)</p>	<p>[○]提供を行っている(61件)</p> <p>[○]移転を行っている(27件)</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>(提供先1)</p> <p>① 法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条8号 別表第二の1の項</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>(提供先1)</p> <p>② 提供先における用途</p>	<p>健康保険法(大正11年法律第70号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>(提供先2)</p> <p>① 法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二の2の項</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>(提供先3)</p> <p>① 法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二の3の項</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先4) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先5) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の6の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先6) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先7) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の9の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先8) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の11の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先9) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の16の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先10) ①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の18の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先11)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先12)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の23の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先13)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先14)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先14)</p> <p>②提供先における用途</p>	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先15)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第8号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル)</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(旧提供先16:厚生労働大臣又は共済組合等)</p>		(削除) (以降の移転先番号を順次繰り上げる)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先16)(旧17) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先17)(旧18) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の34の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先18)(旧19) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の35の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先19)(旧20) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の37の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先20)(旧21) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の38の項、 条例第4条第3項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (移転先1) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の8の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (移転先2) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の11の項 番号法別表第二の20の項 番号法別表第二の53の項 番号法別表第二の66の項 番号法別表第二の67の項	条例第4条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (移転先3) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の16の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先4) ① 法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の18の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先5) ① 法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の26の項 番号法別表第二の87の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、規則第3条 別表第二の16の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項 条例第4条第2項 別表第二の16の項、規則第3条 別表第二の16の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先5) ② 移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)(移転先6)	住宅課	福祉推進課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先6) ① 法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の31の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先7) ① 法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の42の項 条例第4条第2項 別表第二の29の項、規則第3条 別表第二の29の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項 条例第4条第2項 別表第二の29の項、規則第3条 別表第二の29の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先8) ① 法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の48の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)(移転先9)	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先9) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の57の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先10) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の61の項 番号法別表第二の62の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)(移転先11)	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先11) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の63の項 番号法別表第二の64の項 番号法別表第二の65の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先12) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の70の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)(移転先13)	児童女性課、職員課	児童家庭課、職員課	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先13) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の74の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先14) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の80の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先15) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の94の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先16) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の97の項 条例第4条第2項 別表第2の32の項、規則第3条 別表第二の32の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項 条例第4条第2項 別表第2の32の項、規則第3条 別表第二の32の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先17) ①法令上の根拠	条例第4条第3項 番号法別表第二の107の項 番号法別表第二の117の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先18) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の108の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第二の33の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項 条例第4条第2項 別表第2の33の項、規則第3条 別表第二の33の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先19) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の116の項 条例第4条第2項 別表第二の19の項、規則第3条 別表第二の19の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先19) 2. 移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱(昭和54年4月1日適用)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 江戸川区私立幼稚園園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱(昭和54年4月1日適用)による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先20) ①法令上の根拠	条例第4条第3項、番号法別表第二の120の項	条例第4条第3項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先21)(旧22) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先22)(旧23) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の40の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先23)(旧24) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先24)(旧25) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の48の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先25)(旧26) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の53の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先26)(旧27) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の54の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先27)(旧28) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の57の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先28)(旧29) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先29)(旧30) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の59の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先30)(旧31) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の61の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先31)(旧32) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先32)(旧33) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の63の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先33)(旧34) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の64の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先34)(旧35) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の65の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先35)(旧36) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の66の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先36)(旧37) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の67の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先37)(旧38) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の70の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先38)(旧39) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の71の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の98の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先39)(旧40) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の74の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先40)(旧41) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (旧提供先42: 厚生労働大臣)		(削除) (以降の移転先番号を順次繰り上げる)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先41)(旧43) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の85の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先42)(旧44) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先42)(旧44) ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先43)(旧45) ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の91の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先44)(旧46) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の92の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先45)(旧47) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の94の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先46)(旧48) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の97の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先47)(旧49) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の101の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (旧提供先50: 農林漁業団体職員共済組合)		(削除) (以降の移転先番号を順次繰り上げる)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先48)(旧51) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の103の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先49)(旧52) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供先50)(旧53) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の107の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の142の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先51)(旧54) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先52)(旧55) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の113の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先53)(旧56) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の114の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(旧提供先57: 平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会)	番号法第19条第8号 別表第二の114の項	(削除) (以降の移転先番号を順次繰り上げる)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先54)(旧58) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先55)(旧59) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の117の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先56)(旧60) ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(1. 住民税賦課情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(提供先61)(旧65) ① 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府、総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第3条第1項第5号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府、総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第2条第1項第5号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル)別紙2(1.住民税賦課情報ファイル-移転先21~)(移転先22)	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル)別紙2(1.住民税賦課情報ファイル-移転先21~)(移転先23)	児童女性課、各事務所	児童家庭課、各事務所	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:1住民税賦課情報ファイル)別紙2(1.住民税賦課情報ファイル-移転先21~)(移転先24)	児童女性課	児童家庭課	事後	文言の修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先26:福祉推進課)		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(1.住民税賦課情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)(移転先27:課税課・納税課)		(評価書記載のとおりに新規挿入)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	(追加) [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事前	事後で足りるが任意に事前に提出
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携。 ・軽自動車税申告書(報告書)情報の取得に関する事務 毎月2回 ・当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月~4月にかけて複数回、左記以外の月は申告時に随時入手	○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に擬似リアル連携。 ・軽自動車税申告書(報告書)情報の取得に関する事務 毎月2回 ・当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月~4月にかけて複数回、左記以外の月は申請時に随時入手	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法の別表第二の第27の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	・軽自動車税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第447条の条文、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 II 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 III 証明書発行、更正に関する事務 ・軽自動車所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から課税証明書等を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。	I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・減免申請書、障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 II 各種申告情報等から軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。 ・決定した軽自動車税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 III 証明書発行、更正に関する事務 ・軽自動車所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から課税証明書等を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。	事後	誤記の訂正であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名(2.軽自動車税賦課情報ファイル) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託(委託事項3) 2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	番号法第19条8号 別表第二で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(追加)	・減免・免除の電子申請データについてはPDFおよびCSV形式でダウンロードし、一定期間ファイルサーバ内に保管する。ファイルサーバ内に保管している電子申請データについては、責任者がパスワードをかけ、管理する。一定期間が経過した後は暗号化した外部記憶媒体に移動し、鍵のかかるキャビネットにて保管する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<江戸川区における措置> ・地方税法に基づき、7年経過後の廃車データについては、期限を経過した時点で消去している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	<江戸川区における措置>に追加 ・地方税法に基づいた保存年限である7年経過後の減免・免除電子申請データについては、期限を経過した時点で外部記憶媒体の物理的破壊により完全に消去する。	事前	事後で足りるが任意に事前に提出

令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(3. 収納管理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(4. 滞納整理情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名(5. 電話催告情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・住民票関係情報については、江戸川区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、税務システム内でも利用していることを、広く区民に周知している。	・住民票関係情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条の規定に基づき、取得・利用している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(1. 住民税賦課情報ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅲ リスク対策(プロセス)(1. 住民税賦課情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名: 2. 軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(追加)	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行い、制度の対象外である住民からの申請のリスクを防止する。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請を行うためには、個人番号カードの電子署名を付すことが必要であり、これに対し電子申請に付された署名検証を実施することで本人確認を実施する。	事前	重要な変更

令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手. リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(追加)	・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行い、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請では、江戸川区税条例施行規則に定める様式をもとにした独自様式を使用し、必要最小限の情報となるようにする。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手. リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(追加)	・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証を実施することになる。これにより、本人確認を実施する。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手. リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(追加)	・サービス検索・電子申請機能による電子申請では、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人情報の入力を抑止する措置を講じている。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 2. 特定個人情報の入手. リスク4: 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(追加)	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	重要な変更

令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>ユーザー認証の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>・「サービス検索・電子申請機能」へのアクセスは、LGWAN接続端末による操作に限り可能になるように制御している。</p> <p>・LGWAN接続端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</p> <p>・「サービス検索・電子申請機能」におけるログイン認証は、ユーザIDおよびパスワードによって行う。</p> <p>・電子申請データをダウンロードする「申請管理システム」については、マイナンバー推進課によって、利用する必要がある職員のみ、ICカードを用いて認証・アクセスする業務用TS上で使用できるよう制御している。</p>	事前	重要な変更
令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発行・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>・サービス検索・電子申請機能のユーザIDおよびパスワードについて、以下の管理を行う。</p> <p>①ユーザID マイナンバー推進課に申請し、係単位で付与される。</p> <p>②パスワード 責任者が管理し、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際にはパスワードを変更する。</p> <p>・申請管理システムのアクセス権限の発行・失効については、以下の管理を行う。</p> <p>①発行の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、アクセス権限の管理者(マイナンバー推進課)が事務に必要なとなる情報にアクセスできる権限を付与する。</p> <p>②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際にはアクセス権限の管理者(マイナンバー推進課)が速やかにアクセス権限を更新・失効させる。</p>	事前	重要な変更
令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	(追加)	<p>・サービス検索・電子申請機能のユーザIDおよびパスワードについて、以下の管理を行う。</p> <p>①ユーザID 責任者が管理を行う。</p> <p>②パスワード 定期的な英字・数字・記号を使用した8文字以上のパスワードに変更し、不正ログインを防ぐ。</p>	事前	重要な変更
令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	(追加)	<p>・サービス検索・電子申請機能および申請管理システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能について、責任者が定期的に申請データのダウンロード状況をチェックし、不正とみられるダウンロードがあった場合、操作内容を確認する。</p> <p>・申請管理システムへのアクセスログは、マイナンバー推進課が定期的に分析を行う。</p> <p>・サーバに保存されている申請管理システムへのアクセスログについては、システムが稼働しているデータセンタへの入館管理およびアカウントによるアクセスの制御を行い、保護している。</p> <p>・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</p>	事前	重要な変更

令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容</p>	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス検索・電子申請機能および申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。</li> <li>・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたもののみを使用する。</li> <li>・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス検索・電子申請機能」では、特定個人情報に記載された電子申請データをダウンロードせず、手続き情報のみにアクセスするルールを定め、ルールに従って運用を行う。</li> <li>・申請管理システムから取得した特定個人情報が記載された電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。</li> <li>・外部記憶媒体に申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを移行・複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで移行・複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたもののみを使用する。</li> <li>・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>	事前	重要な変更
令和6年8月9日	<p>Ⅲ リスク対策(プロセス)(2軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	(※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策 具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。</li> <li>・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。</li> <li>・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体に保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。</li> <li>・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ul>	<p>&lt;江戸川区における措置&gt;に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管する外部記憶媒体については、限定された記憶媒体以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、外部記憶媒体内のデータの暗号化などの安全管理措置を講じている。</li> </ul>	事前	重要な変更

令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(追加)	〈江戸川区における措置〉に追加 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事前	重要な変更
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策(プロセス)(2.軽自動車税賦課情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去4年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・江戸川区民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報は、連携処理の中で不具合が発生した場合、エラーとして検知できるように設定しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。 ・また、課税対象者の情報は、各種申告データに基づき、住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認しているため、古い情報のまま保存され続けることはない。	(追加) ・減免・免除の電子申請データについて、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・審査後の減免・免除の電子申請データは、保存年限に基づき保管する。あくまでその年度の申請データとして保管するものであり、古い情報を新たに決定するための根拠として使用することはない。	事前	重要な変更
令和6年9月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(特定個人情報ファイル名:2.軽自動車税賦課情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、廃車データは期限を経過した時点で消去している。消去の結果については職員が確認をしている。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	(追加) ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・減免・免除の電子申請データは、地方税法に基づき保存年限を7年間とする。減免・免除の電子申請データは、保存年限を超過した時点で、管理者の承認を得て職員が消去する。	事前	重要な変更
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策(プロセス)(3.収納管理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去5年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	Ⅲリスク対策(プロセス)(4.滞納整理情報ファイル)-7 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去6年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年8月9日	Ⅲリスク対策(プロセス)(5電話催告情報ファイル)-7特定個人情報の保管・消去-リスク1特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨過去7年間の内の重大事故	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年8月9日	V開示請求、問合せ 1-②請求方法	自己情報開示(訂正・削除・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。	自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。	事後	文言の修正であり、重要な変更にあたらない